# 軽油引取税 特別徴収義務者の手引き

- ①軽油引取税の概要
- ②申告書・報告書の書き方
- 3Q&A



千葉県マスコットキャラクター 「チーバくん」

令和6年3月

千 葉 県

平素より軽油引取税をはじめ、県税にご理解とご協力をいただき、 ありがとうございます。

本冊子は、軽油引取税の特別徴収義務者の皆様が、毎月の申告・報告 又は各種申請・届出を行う際、間違えやすい点や判断に迷うと思われる点 についてまとめたものです。

申告書等を作成される際は、本冊子を参考にして、誤りのないようお願いいたします。

また、本冊子を見ても分からない点につきましては、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

なお、本文中特にことわりのない限り、

法:地方税法(昭和25年法律第226号)

施行令:地方税法施行令(昭和25年政令第245号)

規則:地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)

条例:千葉県県税条例(平成19年千葉県条例第1号)

条例施行規則:千葉県県税条例施行規則(平成19年千葉県県規則第37号)

を表します。

# 【用語説明】

本冊子で使用している主な用語について説明します。

- ◎元 売 業 者・・・軽油の製造、輸入又は販売することを業とする方で、総務大臣に指定 された方
- ◎特 約 業 者・・・元売業者との販売契約に基づいて軽油の供給を継続的に受け販売する方で、都道府県知事の指定を受けている方
- ◎販売業者(石油製品販売業者)・・・石油製品の販売業者のうち、元売業者・特約業者以外の方
- ◎需 要 家・・・軽油の販売を行わず、自己で軽油を消費する方
- ◎特別徴収義務者・・・軽油を引き取った方から代金と合わせて軽油引取税を徴収し、都道府 県に納める方で、原則として、元売業者・特約業者の方
- ◎申告納 入・・・特別徴収義務者が、徴収すべき軽油引取税の課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納入すること
- ◎申告納付・・・納税者(元売業者、特約業者も含む。)が、納付すべき軽油引取税の 課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納付すること
- ◎商 流 ・・・軽油の受発注等の取引関係の流れのこと(納品を伴わないものも含む。)
- ◎物 流 ・・・軽油の物理的な移動の流れのこと(納品を伴うもの。)
- ◎持 届 け・・・タンクローリー等により油槽所からSS等へ軽油を納入すること
- ◎庫 取 り・・・タンクローリー等により油槽所へ軽油を引取りに行くこと

# 目次

第1章	章 軽油引取税の概要	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	軽油引取税とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 2 · 3 · 5 · 7 · 8 · 9 · 9 · 9
第2章	章 申告書・報告書等の書き方	
<ol> <li>3</li> <li>4</li> <li>5</li> </ol>	申告・報告等に使用する主な様式のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 15 16
第3章	章 Q&A	
	2 給油カード等で給油した場合、誰が特別徴収し、報告はどのようにするのですか? ・・ 特約業者がバージ船等により船舶へ洋上給油を行った場合及び接岸させて給油を	55 56 57 58 60 61 64 64 65
里全 》	<b>油引取税の業務を行う県税事務所のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	D

# 第1章 軽油引取税の概要

# 1 軽油引取税とは

軽油引取税は、税収を道路の新設や維持管理等の費用に充てることを目的とする「目的税」として昭和31年に創設されましたが、平成21年度からは税収の用途を限定しない「普通税」に変更されました。

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除きます)で、その引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課税され、引取りを行う方が納税義務者になります。

特別徴収義務者として指定された元売業者又は特約業者が、納税義務者である軽油の引取りを行う方から軽油引取税を徴収し、1か月分をまとめて<u>翌月末日まで</u>に、軽油の納入地所在の都道府県に「軽油引取税納入申告書(第16号の10様式)」によって申告をして納めます(特別徴収)。納入地の考え方及び参考例についてはP2~6をご確認ください。

税率は、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円です。

また、毎月末日までに前月の初日から末日までに行った軽油の引取り、引渡し、納入、消費、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の事項を「軽油の受払い等の数量報告書(第16号の41様式)」等によって報告する必要があります。提出する様式及び提出先については、P13をご確認ください。

# 

※ 申告期限日が休日等にあたる場合、その翌日が期限日となります。 郵便、信書便による提出の場合、通信日付印の日付が申告日となります。(P60参照) 納入すべき軽油引取税額がない場合でも特別徴収義務者として登録した都道府県に納入 申告書の提出が必要です。

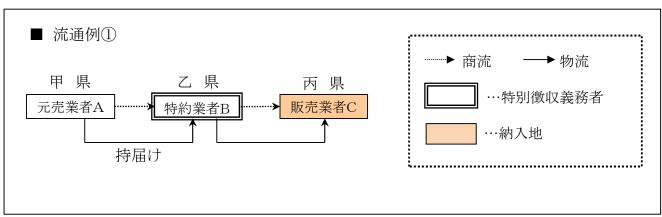
# 2 持届けを行った場合の納入地について

軽油引取税が課税される軽油の引取りについては、その軽油の納入地所在の都道府県に申告納入することになっています。

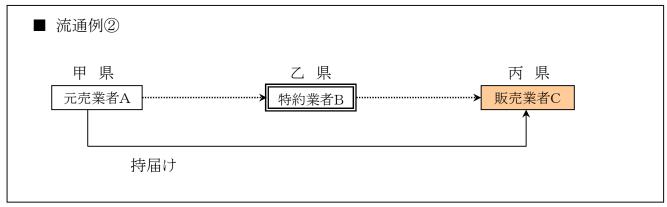
この場合の納入地とは、軽油を現に所有する者が交代した際の場所をいいます。

元売業者の持届けにより特約業者が石油製品の販売業者(元売業者や特約業者も含む)に軽油を販売した場合は、当該石油製品販売業者の事業所(SS等)の所在地が納入地となります。

**▶▶▶** 根拠規定 法第144条の2第1項、第2項



特別徴収義務者(特約業者B)は、軽油の「現実の納入地」である丙県へ申告納入することになります。



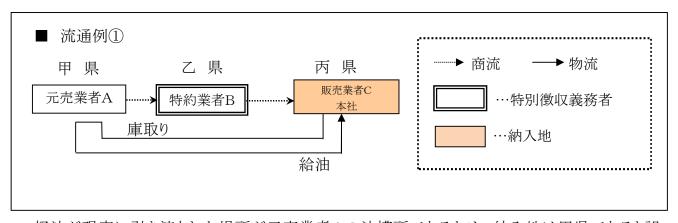
特別徴収義務者(特約業者B)は、軽油の「現実の納入地」である丙県へ申告納入することになります。

# 3 庫取りを行った場合の納入地について

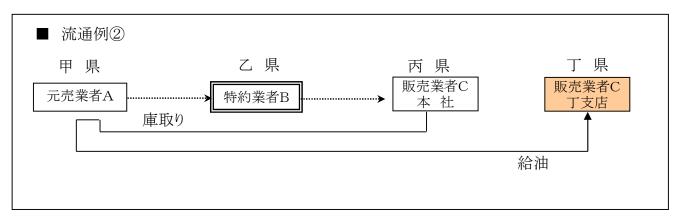
引取課税における納入地とは、軽油を現に所有する者が交代した際の場所をいい、持届けの際は納入先の事業所(SS等)所在地になります(P2参照)。

ただし、石油製品の販売業者(元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等) が庫取りによる引取りを行った場合、引取りに係る納入地はその軽油を現実に納入した販売業者 の事業所所在地となりますので、ご注意ください。

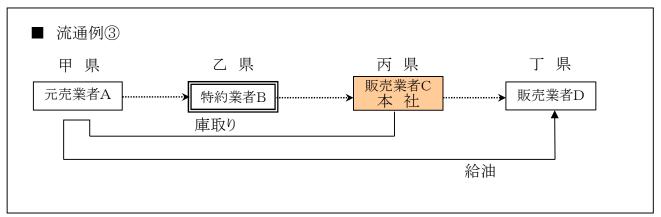
**▶▶▶** 根拠規定・・・法第144条の2第1項(かっこ書き)



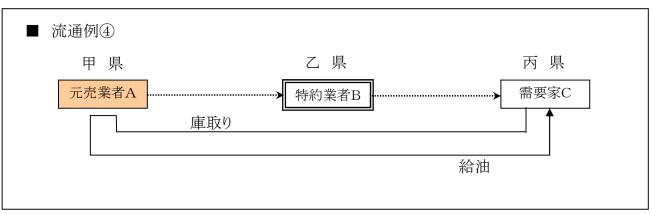
軽油が現実に引き渡された場所が元売業者Aの油槽所であるため、納入地は甲県であると誤解しやすいですが、「石油製品の販売業者」である販売業者Cが軽油の引取りを行っているため、販売業者Cの事業所所在の丙県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、丙県に申告納入を行います。



①との相違点は、引き取った軽油を販売業者Cの本社ではなく、支店に運んでいることです。この場合の納入地は、軽油を現実に納入した支店のある都道府県になります。したがって、特約業者Bは、丁県に申告納入を行います。

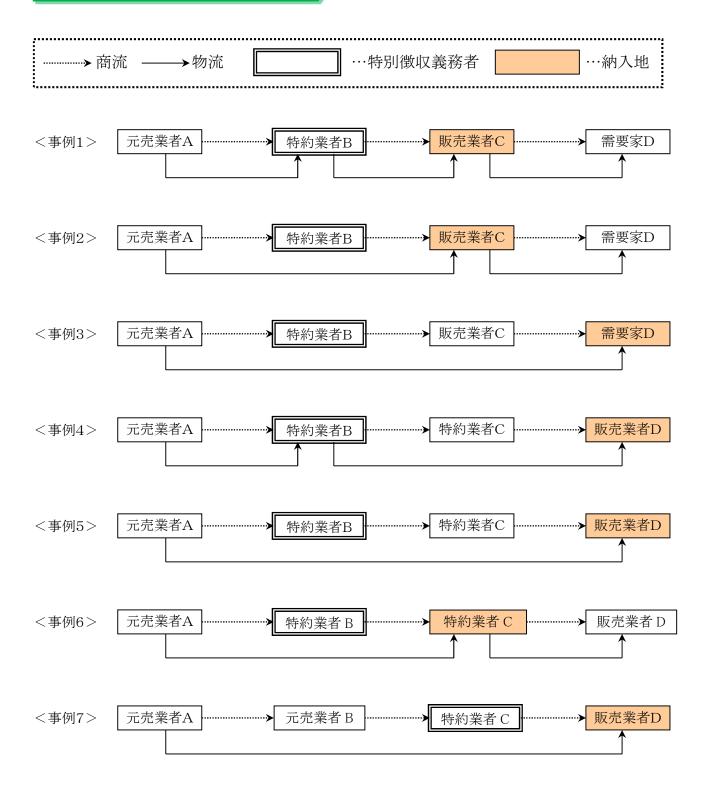


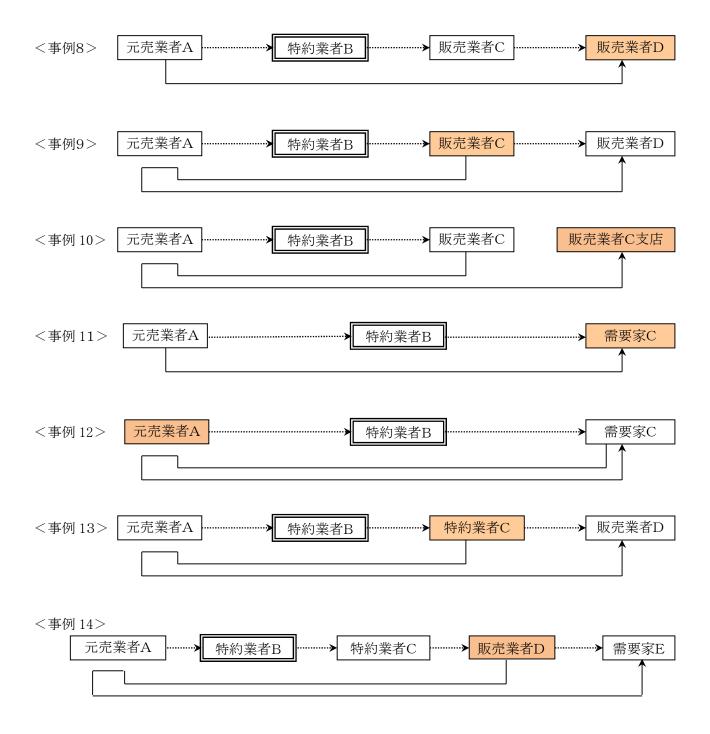
②との相違点は、庫取りで引き取った軽油を他者である販売業者Dに運んでいることです。この場合、持ち込んだ販売業者Dが所在する都道府県が納入地となるものと誤解しやすいですが、「石油製品の販売業者」である販売業者Cが軽油の引取りを行っているため、①と同様に、販売業者Cの事業所所在の丙県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、丙県に申告納入を行います。



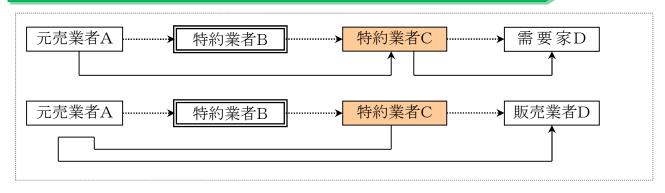
①~③の場合と異なり、元売業者Aの油槽所で軽油の庫取りを行っているのは、石油製品の販売業者ではなく需要家です。この場合は、需要家Cが軽油を現実に引き渡された場所、すなわち元売業者Aの油槽所が所在する都道府県である甲県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、甲県に申告納入を行います。

# ◎ 参考 納入地の例





# 4 既に軽油引取税を課された軽油(課税済軽油)の申告について



上記経路例においては、特約業者Bが特別徴収義務者として申告納入しますが、特約業者Cも軽油引取税納入申告書及び課税済軽油の引取数量等届出書の提出が必要です。

#### ○軽油引取税納入申告書(第16号の10様式)

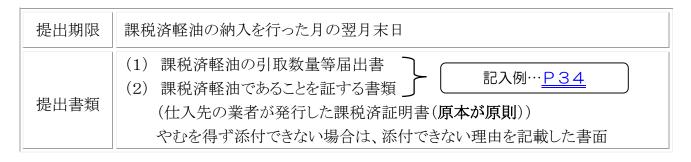
現実の納入を伴って引き渡した課税済軽油の数量を、「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄に記載し、その内訳を軽油の納入数量明細書(第16号の10様式別表)に記載してください。 ⇒記入例…P24~25

#### ○課税済軽油の引取数量等届出書

課税済軽油について課税免除を受けるには、下表の書類を提出していただきます。適切な書類作成のために、取引先に対し、軽油引取税の申告を行った者の住所・氏名、申告先の都道府県税事務所名及び課税済軽油の出荷地などを確認してください。

軽油引取税が課されていないことが判明した場合には、課税免除を承認できないこととなり、申告された特別徴収義務者の方に当該軽油に係る軽油引取税を納税していただくことになります。

▶▶▶根拠規定・・・法第144条の14第2項、第4項、規則第8条の37第2号



※ 届出書の記載内容や提出書類に不備がある場合や、提出期限後に提出された場合は、 課税免除の承認はできません。

# 5 免税軽油を引き渡した場合の申告について

免税証と引換えに軽油を引き渡した場合、免税証を交付(発行)した都道府県に登録されている特別徴収義務者が、当該都道府県知事の承認を得たときは、軽油引取税を課さないこととされています。

軽油引取税納入申告書の「課税対象とならない数量」(オ)欄に当該軽油の納入数量を記載し、免税証を添付して、申告期限までに提出してください。

▶▶▶根拠規定 法第144条の14第2項、第4項、規則第8条の37第3号

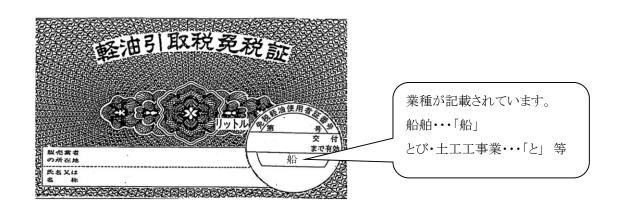
以下の免税証では課税免除が受けられませんので、免税証と引換えに軽油を引き渡すときは、 交付した都道府県、有効期間等を確認の上、受理してください。

- 軽油の引渡し時に、有効期間前又は有効期間を過ぎている免税証
- 納入申告書の提出先である都道府県以外の都道府県が交付(発行)した免税証
  - ※ ただし、船舶の使用者、自衛隊及びJRに対して交付された免税証については、納入申告書の提出先である都道府県が交付(発行)した免税証でなくても、例外的に認められます。

また、免税証は、免税軽油の引渡しと引換えに免税軽油使用者又は販売店から受け取ってください。免税軽油を引渡した月と納入申告書に免税証を添付する月が同一でない場合、課税免除は受けられません。

なお、<u>免税軽油使用者に軽油を引き渡したときは、申告書別表(第16号の10様式別表)中「納入を受けた者」への記載は、できるだけ自動車の保有者とは区別して免税軽油使用者名をご記</u>入ください。

引渡数量報告(第16号の41様式別表5及び別表6)中の「引取りを行った者」、「納入を受けた者」への記載についても、同様です。



## 6 欠減量・税額の端数処理について

法定欠減量、課税標準量及び税額の端数処理は、下表のとおり行ってください。(P24参照)

区 分	端数処理方法
法定欠減量	リットル位未満小数点4位以下の端数を切り上げ
課税標準量	リットル位未満小数点4位以下の端数を切り捨て
税  額	1円未満を切り捨て

#### <例>

- ① 法定欠減量の計算結果が100.0011リットルとなった場合→100.002リットル
- ② 税額の計算結果が500,000.5円となった場合→500,000円

# 7 軽油を自己消費した場合の申告について

灯油を配達するためのミニローリーなどへの給油等、自己所有の軽油を自ら消費した場合は、 消費した数量について、翌月末日までに、当該消費について直接関係を有する事務所又は事業 所の所在地の都道府県に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

> ▶▶▶根拠規定 法第144条の3第1項第1号、第2号 法第144条の18第1項第5号

納付申告書の記入例はP26、当該消費に係る数量報告書の記入例については、P27・ P32をそれぞれ参照してください。

# 8 在庫差量の申告・報告について

特別徴収義務者の皆様には、毎年3月末日までに、前年の3月1日から当年の2月末日までの各事務所又は事業所(SS等)における在庫数量に関する報告をいただくことになっています。報告にあたっては、事務所又は事業所(給油所等)ごとに、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」を作成し、提出してください(記入例は P38を参照)。一箇所につき複数の貯蔵タンクがある場合は、それらを合算して当該箇所の報告とします。

その際、事務所又は事業所(SS等)ごとに、実在庫数量が帳簿在庫数量を下回る場合に、自己消費があったものとみなし、上記7の規定に基づき、当該数量の全量につき申告納付していただいております。

なお、SS閉鎖時はその都度処理が必要です。詳細はP54をご確認ください。

## 9 売掛金が納期限までに回収できない場合の申請について

特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部をその納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき軽油引取税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができない場合には、納期限から2か月以内の期間に限って徴収猶予を申請することができますので、「軽油引取税徴収猶予申請書(条例施行規則第100号の28様式)」に徴収猶予を受けようとする税額、期間等を記載し提出してください。

猶予を受けようとする税額及び期間については、県税事務所が掛売等の取引状況を審査のうえ、決定します。

なお、徴収猶予を受ける場合は猶予に係る税額に相当する担保の提供が必要となります。

**▶▶▶**根拠規定 法第144条の29、施行令第43条の16第1項

P37に「軽油引取税徴収猶予申請書」の記入例がありますので、参照してください。

## 10 事業の開廃等の届出について

法人の商号変更、代表者変更、本店ほか事務所・事業所の新設、移転、廃止、1月以上の休業等の場合には本店の所在する都道府県(元売業者は本店の所在する都道府県を通じて総務大臣)に「事業の開廃等の届出書(第16号の35様式)」を提出する必要があります。

加えて、法人の商号変更、代表者変更、県内の事務所・事業所の新設、移転、廃止、1月以上の休業等の場合には、千葉県に「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書(第100号の19様式)」を提出してください。

また、軽油の販売契約を締結・解除する等の場合には、本店の所在する都道府県(元売業者は本店の所在する都道府県を通じて総務大臣)に「販売契約の締結等の届出書(第16号の36様式)」を提出する必要があります。

届出が必要な事項と使用する様式及び添付書類については、次ページの表を参考にしてください。

**▶▶▶**根拠規定 法第144条の15、同34、規則第8条の45

<u>P39~53</u>に「事業の開廃等の届出書」と「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録削除)申請書」の記入例がありますので、参照してください。また、SSの新設・閉鎖時の届出についてはP60にも記載があります。

## <届出が必要な事項と提出書類について>

	事業所(SS 等)を新設す る場合(※1)	事業所(SS等) を廃止する場 合(※1)	法人の所在地 及び名称の変 更	法人の代表者の変更	元売業者から 継続的に軽油 の供給を受ける 販売契約を締結・解除・変更 したとき
事業の開廃等の届 出書 (第16号の35様式)	0	0	0	0	_
販売契約の締結等 の届出書 (第16号の36様式)	_	_	_	_	0
特別徴収義務者登録等申請(申告)書 (第100号の19様式)	O( <u>%</u> 2)	O( <u>%2</u> )	0	0	0
履歴事項全部証明 書(写し可)	_	_	0	0	_
元売業者と締結した 販売契約書の写し等	_	_	_	_	0
交付した軽油引取税 特別徴収義務者証	_	0	_	_	_

- \*\*1 ・・・・・ 事業所(SS等)を新設または廃止する場合の詳細については、 $\underline{P60}$ を参照してください。
- ※2 ・・・・ 届出の対象が県内に所在する事業所の場合に提出します。



## 11 帳簿記載義務について

元売業者・特約業者・石油製品販売業者及び石油製品製造業者は、法第 144 条の 36 において帳簿記載義務が定められており、<u>事務所又は営業所ごと</u>に、以下に定める事項を帳簿に記載する必要があります。

#### 【帳簿に記載すべき項目】(規則第8条の53)

- ①は引取り又は引渡しに係る軽油の数量、取引年月日、取引相手名称と所在地
- ②は各月末日における軽油の在庫数量
- ③は自社タンクローリーへの給油等により自ら消費した軽油の数量
- ④は免税軽油の引取り又は引渡しに対応する免税証の番号
- ⑤は返還した又は返還を受けた軽油の数量、返還年月日、取引相手名称と所在地
- ⑥は軽油を製造した場合は、製造した事業所の名称及び所在地、製造年月日、事業所ごとの 軽油の製造数量
- ⑦は軽油を輸入した場合は、輸入の許可に係る税関、輸入許可年月日、税関ごと及び輸入の 許可ごとの軽油の輸入数量、輸入した軽油に係る品名及び輸入統計品目表の統計番号
- ⑧ 帳簿は日計で記載します。
- ※ 帳簿の形式に指定のものはありません。今備えている帳簿(コンピューターのデータ含む) に記載すべき項目が記載されているか確認してみてください。

#### ・法第 144 条の 36 (帳簿記載義務)

元売業者・特約業者・石油製品販売業者及び軽油製造業者は、帳簿を備え、総務省令で定めるところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

#### ・規則第8条の53

元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、<u>事務所又は事業所ごと</u>に、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

# 第2章 申告書・報告書等の書き方

第2章でご案内する申告・報告等に使用する主な様式は以下のとおりです。

1	元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式・・・・・・・・・・ 14
	☆ 参考 特約業者が提出すべき申告書及び報告書様式の確認 ・・・・・・ 15
2	申告書・報告書の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
3	取引事例別 申告書・報告書の記載内容・・・・・・・・・・・・・・19
4	申告書・報告書の記入例
	☆第16号の10様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	☆第16号の10様式別表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
	☆第16号の12様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
	☆第16号の41様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
	☆第16号の41様式別表1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
	☆第16号の41様式別表2 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
	☆第16号の41様式別表5 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
	☆第16号の41様式別表6 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
	☆第16号の41様式別表7 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
	☆第16号の41様式別表10・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
5	その他様式の記入例
	☆課税済軽油の引取数量等届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・34
	☆軽油引取税徴収猶予申請書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	☆事務所又は事業所別在庫数量等明細書 ・・・・・・・・・・・・・・38
	☆事業の開廃等の届出書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

※ 様式の一部は、千葉県総務部税務課 HP からダウンロードできます。

http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/youshiki.html

# 1 元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式

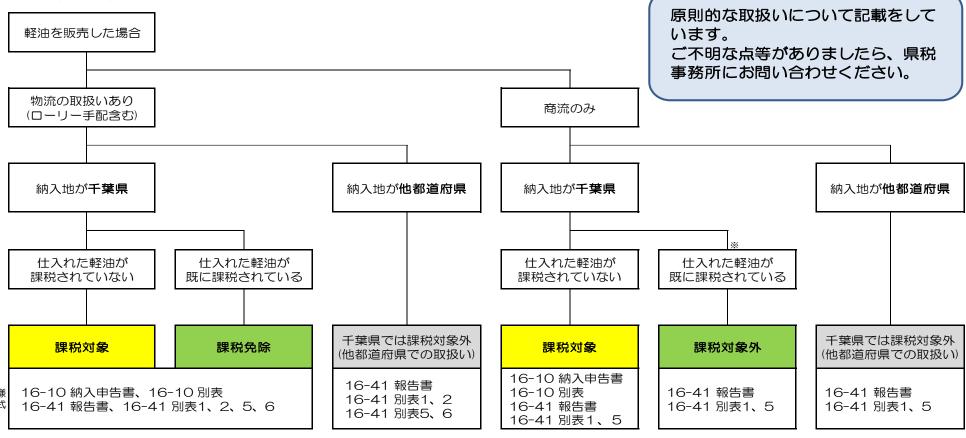
	課 税 区 分	課 税 客 体	申告する数量	申 告 先	申告納税期限	申告様式
	引取課税 (法第144条の2 第1項、第2項)	特約業者又は元売業者からの現 実の納入を伴う軽油の引取り(特 約業者の元売業者からの引取り 及び元売業者の他の元売業者か らの引取りを除く。)	現実の納入を伴う引取り数量	納入地所在の都道 府県	引取りが行われ た月の翌月末日	第16号の10様式 及び別表
申	販売店課税 (法第144条の2 第3項)	特約業者又は元売業者が燃料 炭化水素油(炭化水素油で軽油 又は揮発油以外のもの)を自動 車の内燃機関の燃料として販売	譲渡の承認を受けている場合、軽油引取税又は揮発油税 が課され、又は課されるべき数 量を販売量から控除した数量	特約業者又は元 売業者の事業所等 が所在する都道府 県	販売した月の翌 月末日	第16号の12様式
告	<b>所有課税</b> (法第144条の2 第6項)	特別徴収義務者の特別徴収義 務が消滅した時の軽油の所有 (引渡しを行った軽油につき現実 の納入が行われていない場合の 所有を含む。)	所有量から軽油引取税が課さ れ又は課されるべき数量を控 除した数量	軽油を所有している者の事業所等で 当該軽油を直接管 理するものが所在 する都道府県	特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月末日	第16号の12様式
	<b>みなす課税</b> (法第144条の3 第1項第1号、第 2号)	特約業者又は元売業者の軽油の自己消費(軽油以外の炭化水素油を製造する場合における軽油の使用を除く。)	消費量	自己消費について 直接関係を有する 事業所等が所在す る都道府県	消費した月の翌 月末日	第16号の12様式
	報告者	報告する	5数量	報告先	報告期限	報告様式
報	元売業者	軽油の納入を行った数量及び納力量	納入地所在の都道 府県	行為月(引取り、 引渡し、納入、返	第16号の37~40 様式	
告	元 売 業 者 特 約 業 者	軽油の引取り数量、引渡し数量、 た数量、引取り後又は納入を受け し後又は納入を行った後に返還を 量及び在庫数量	主たる事業所等所在の都道府県	還、製造及び輸 入の事実があっ た月)の翌月末 日	第16号の41様式 及び別表1~12	

#### 【参考】特約業者が提出すべき申告書及び報告書様式の確認

特約業者が記入する申告書及び報告書様式をチャート図にしましたので、軽油の流通経路ごとに確認してください。

(P2~P6を参照し、納入地を判定してからご確認ください。)

また、課税免除申請に必要な書類についてはP7を参照してください。



#### 【備考】

- ・本店が他都道府県にある場合、報告書及び報告書別表の提出先は本店所在地の都道府県です
- ・軽油を自己消費した場合は、16-41別表7、軽油の在庫がある場合は16-41別表10の提出も必要です
- ・ 県内で軽油を自己消費した場合は、16-12納付申告書の提出も必要です
- ・納入すべき軽油引取税額がない場合でも、16-10納入申告書の提出は必要です
- ※ 課税済軽油の仕入先が元売業者・販売業者であるときは、課税済軽油の物流によっては課税免除の申告が必要となり、16-10納入申告書・16-10別表・課税済軽油の引取数量等届出書を 提出することになる場合があります。具体的な流通経路でご不明な点がある場合は、県税事務所にお問い合せください。

(流通例) 商流:元売→特約A→販売→特約B→需要家 物流:元売から販売へ持届け、販売から需要家へ持届け

商流:元売C→特約A→元売D→特約B→需要家 物流:元売Cから元売Dへ持届け、元売Dから需要家へ持届け この場合、特約Bは16-10納入申告書・16-10別表・課税済軽油の引取数量等届出書の提出が必要となります

## 2 申告書・報告書の作成方法

次のような取引があった場合、A石油㈱(特約業者)が県税事務所長へ提出しなければならない申告書・報告書と、その記載方法について説明いたします。

千葉県に本社を置くA石油㈱(特約業者)は、令和〇〇年4月中に、以下の取引を行った。

(取引1) A石油㈱は、C石油㈱(元売業者)の千葉県所在の製油所に軽油10KLを発注し、 C石油㈱から納入を受けた。また、千葉県に本社を置くB石油㈱(特約業者)にも軽油 5KLを発注し、D石油㈱(元売業者)の千葉県所在の製油所から納入を受けた。

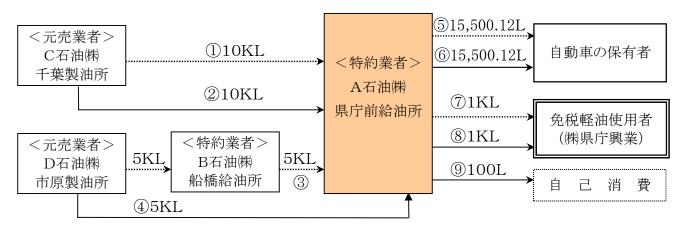
A石油㈱は、千葉県内の自社スタンド(県庁前給油所)にて15,500.12Lを自動車の保有者に、1KLを免税軽油使用者(㈱県庁興業)に販売したほか、自社のミニローリー用の燃料として100Lを消費した。

- (取引1-2) A石油㈱は埼玉県のスタンド(さいたま給油所)からC石油㈱に軽油15KLを発注し、C石油㈱の埼玉県所在の油槽所から納入を受け、同スタンドで10KLの売上げがあった。
- (取引 2) A石油㈱は、C石油㈱の千葉県所在の製油所に、千葉県内に所在する得意先の大口需要家へ軽油4KLを納入するよう発注した。

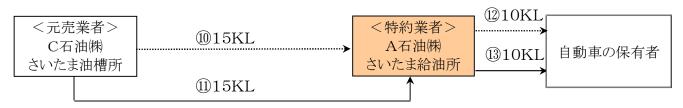
上記の取引内容を図示すると、以下のようになります。



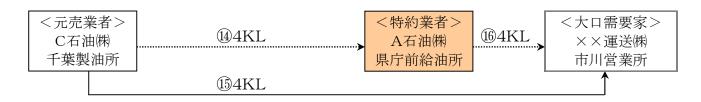
#### (取引1)



#### (取引 1-2)



#### (取引 2)



なお、A石油㈱について、前月末(3月末)在庫は、<u>県庁前給油所が未課税軽油6KL、さいたま給油所が未</u>課税軽油3KLで、合計9KLであったものとします。

# ☆ A石油㈱(特約業者)が県税事務所長へ提出しなければならない申告書・報告書の様式と記載内容

区 分	様 式	記載内容
申告書	第16号の10様式	⑥、⑧、⑮を合算した数量を記入のうえ、申告納入す
		る。
		※ なお、さいたま給油所に係る⑬の数量については、
		埼玉県へ申告納入することとなる。
	第16号の10様式別表	第16号の10様式の内訳を記入
	第16号の12様式	⑨の消費数量を記入のうえ、申告納付する。
報告書	第16号の41様式	月初在庫数量、月中の受入数量、月中の払出数量及び
		月末在庫数量を記入
	第16号の41様式別表1	①、③、⑩、⑭の各引取数量を記入(商流を記入)
	第16号の41様式別表2	②、④、⑪の各納入数量を記入(物流を記入)
	第16号の41様式別表5	⑤、⑦、⑫、⑯の各引渡数量を記入(商流を記入)
	第16号の41様式別表6	⑥、⑧、⑬の各納入数量を記入(物流を記入)
	第16号の41様式別表7	⑨の消費数量を記入
	第16号の41様式別表10	A石油㈱所有の全てのタンクの月末在庫数量を記入

# ☆ 自社及び取引業者の事業者・事業所コード(例示)

法人名	事業所名	事業者コード	事業所コード
	本店	1211110008	
A石油(株)	県庁前給油所		1211110024
	さいたま給油所		1211110033
B石油㈱	本店	1222220008	
D-11 (III (14)	船橋給油所		1222220026
   C石油(株)	本店	1333330001	
	千葉製油所		1333330029
   D石油傑	本店	1344440001	
	市原製油所		1344440029
  ××運送㈱	本店	6212340002	
八八里区(M)	市川営業所		6212340020
㈱県庁興業(免税	说軽油使用者)		6280031238
自動車の保有者			9999990208

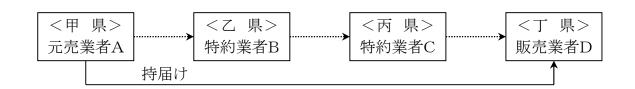
# ☆ 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩 手 県	15	新 潟 県	27	大 阪 府	39	高 知 県
04	宮城県	16	富山県	28	兵 庫 県	40	福岡県
05	秋 田 県	17	石川県	29	奈 良 県	41	佐 賀 県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山 梨 県	31	鳥 取 県	43	熊本県
08	茨 城 県	20	長 野 県	32	島根県	44	大 分 県
09	栃木県	21	岐 阜 県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群 馬 県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼 玉 県	23	愛 知 県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

上記事例の取引内容について、A石油㈱が県税事務所長に対して行う申告及び報告の 具体的な記入例は P24~P33に掲載しておりますので、参照してください。

# 3 取引事例別 申告書・報告書の記載内容

# (事例1) 元売業者Aが販売業者Dに現実の納入を行った場合



## 元売業者A

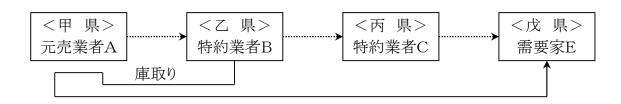
区分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丁県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B
			右(納入を受けた者)欄=販売業者D
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

#### 特約業者B

区分	提出先	様 式	記載内容
申告書	丁県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=販売業者 D
			右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

区分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

# (事例2) 特約業者Bが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



# 元売業者A

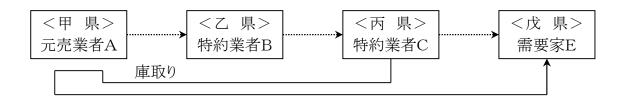
区分	提出先	様 式	記載内容
申告書	乙県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(イ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者B
			右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B
			右(納入を受けた者)欄=特約業者B
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

# 特約業者B

区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=需要家E
			右(納入を行った者)欄=特約業者B
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

区分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

# (事例3) 特約業者Cが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



# 元売業者A

区分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B
			右(納入を受けた者)欄=特約業者C
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

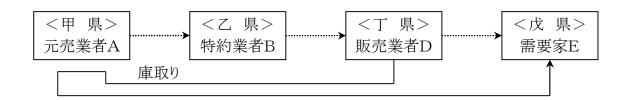
#### 特約業者B

14/14/14	-		
区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	丙県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者C
			右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

111111111111111111111111111111111111111	1 0		
区分	提出先	様 式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(エ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=需要家E
			右(納入を行った者)欄=特約業者C
			※ 数量は、「うち課税対象とならない数量」欄に内書きする。
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=需要家E
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

<sup>※</sup> 戊県へ課税済軽油の引取数量等届出書(戊県様式)の提出も必要

# (事例4) 販売業者Dが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



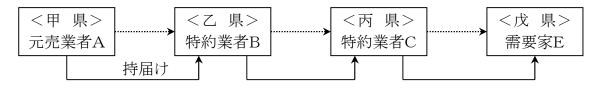
# 元売業者A

区分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丁県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B
			右(納入を受けた者)欄=販売業者D
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)

#### 特約業者B

13/1/3/10 1	-		
区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	丁県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=販売業者D
			右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

# (事例5) 特約業者Cが需要家Eに「課税済」の軽油を納入した場合



#### 元売業者A

区分	提出先	様  式	記載内容					
申告書	乙県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(イ)欄に内書きする。					
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者B					
			右(納入を行った者)欄=元売業者A					
報告書	乙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B					
			右(納入を受けた者)欄=特約業者B					
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A					
	甲県へ	第16号の41様式						
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B					
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者B					
		第16号の41様式別表10						
		第16号の41様式別表11	製造した軽油の数量を記載(製造元売業者のみ)					

#### 特約業者B

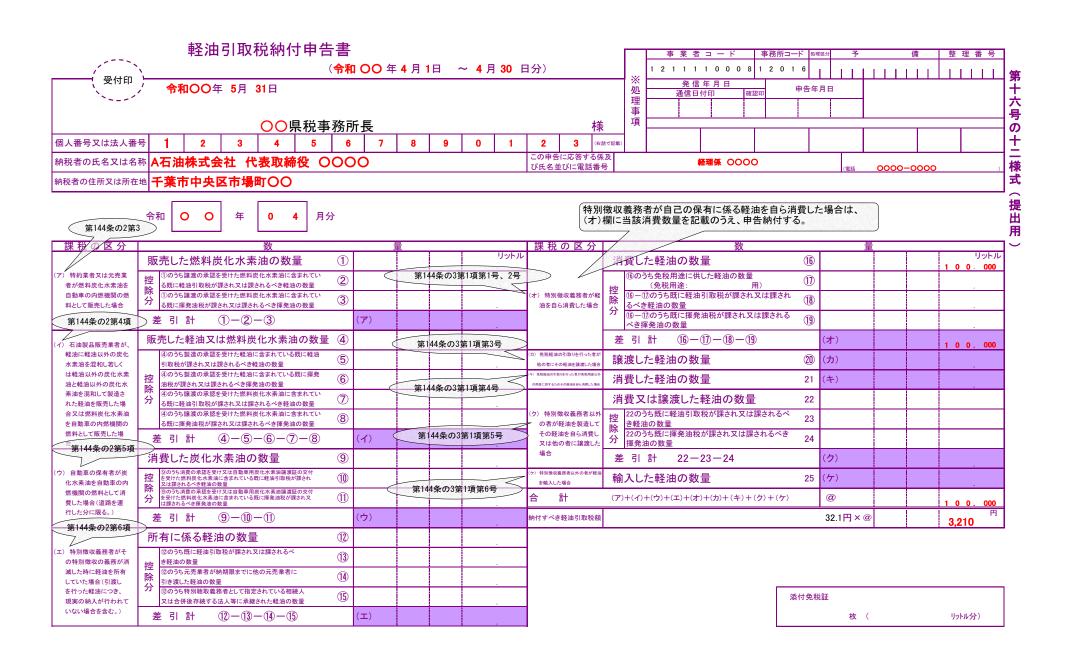
区分	提出先	様 式	記載内容
申告書	丙県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者C
			右(納入を行った者)欄=特約業者B
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

1971.971			
区分	提出先	様  式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(エ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=需要家E
			右(納入を行った者)欄=特約業者C
			※ 数量は、「うち課税対象とならない数量」欄に内書きする。
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=需要家E
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

<sup>※</sup> 戊県へ課税済軽油の引取数量等届出書(戊県様式)の提出も必要

4	申告書•報告書	書の記	上入例	$\rangle$			業者コー  11100			务所コー 2016	K*			
	令和○○年5月31日				<b>Ж</b>			1						
					処理事									
	千葉	西県税事	務所長	様	項									
作	固人番号又は法人番号	1 2	2 3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記 載)
	录特別徴収義務者の 录番号及び氏名又は名称	第123 A石油	株式会		代表	取締役	. 00	)00	)					
	录特別徴収義務者の 所 又 は所 在 地	千葉市	可央区	市場	町〇	0								
	)申告に応答する係及 氏名 並 びに電 話 番 号	経理係	000			(電話					))			
		令利	和〇〇年	=04 <i>)</i>		軽油引 「元売− 「元売→	→ 元売	]及7	U.	書				
4月	中における引渡しに係	る軽油の	)納入数	量		取り コ	14341-33	[H] VV	<u>(</u>				20	リットル <b>500. 120</b>
課税	法第144条の2の規定								(イ)					
対象	法第144条の5第1号軽油の数量						輸	出	(ウ)					
<i>まとな</i>	法第144条の5第2号 軽油の数量	・の規定(	こよって	課税	免除	される	課	脱済	エ)				5	000. 000
らな	免税証による軽油の約	内入数量							(才)				1	000. 000
い数	合衆国軍隊等への軽	油の納	入数量						(カ)					
量	小 計	(イ)+(1	ウ) + (コ	-)+(	(才) -	+ (カ)			(キ)				6	000. 000
	差 引 計 (ア)-	(キ)							(ク)				14	500. 120
	欠 減 量 (ク)×	1/100(0	.3/100)				小数	点4位	以下は	は、端数	数を <b>切</b>	り上げ	<b>る</b> 。	<b>★</b> 45. 002
	再差引計 (ク)-	(ケ)							(コ)				14	355. 118
	この申告によって納入	ナベき	圣油引取	対税額	Į	32.1 ₽	9×(:	<b>1</b> )		(+)	-)			46 0 799
	九予定日	<u></u>				31日	添付書							証する書 る免税証
	税額の1円未満の端数切り捨てる。	は、	免出	税証に	よる	納入数量	類   があ.  :免税	る場合 正の材		7		免税   枚(1		リットル分)

.—	の納入数量明細書	<ul><li>※ 事業者コート'</li><li>処 1211110008</li></ul>	事務所コート' 12016	1
(4月1日~4月30日)	FALS III A HERIONI	理		
登録特別徴収義務者の 氏名又は名称 登録特別徴収義務者の 住所又は所在地 令和〇〇	会社 場所を記載する。 〇特別徴収義務者が軽 〇特別徴収義務者が自 ただし、納入を受けた者	収義務者から現実の納入を伴う車 油を「持ち届けた」場合→その軽減 社のSSで顧客に販売した場合→ が石油製品の販売業者である場 所が「納入地」となる。→P2~6を	曲を持ち届け、納入した場 当該SSの所在地 合には、その販売業者の	所   -     (
支店名・宮莱所名	〒04月カ <b>軽加め桁/バー床の手来/</b> 、を受けた者	<b>州か・村八七」こなる。</b>		枚目
名又は名称 ※ コード	納入地	うち課税対象とならない	V. 10 V = 1 = 11 .	*
××運送㈱ 市川営業所 ※ 6212340020	市川市行徳○○	4 00	00.000 С石油㈱ 千葉	製油所
株式会社 県庁興業 ※ 6280031238	千葉市中央区市場町〇 		00.000 A石油㈱ 県庁 00.000	前給油所 ※ 1211110024
自動車の保有者 ※ 9999990208	千葉市中央区市場町〇	15 50	00. 120 00. 000 00. 000	1211110021
自社のSSで顧客に軽油を販売したは名称を省略して「自動車の保有者なお、その際コードは「9999990208」	易合は、個々の氏名又   自動車の付ける   自動車の付ける   として一括記載する。   とは別に記	使用者への納入分。 保有者に対する納入分 己載する。	軽油の現実の納入る 出荷に係る事務所事 申告書別表には事業	業所ごとに記載する。
係る軽油の納入数量(ア)欄」の ② 特別徴収義務者が現実の納 当該軽油の「納入地」ごとにその	入を伴う引渡しを行った軽油について、	合計数は、最終は、最終のに記載している。	ある場合に 終ページの	*   *
「元売→特約」間の引取り、課に係る数量を記載すること。	税済軽油の納入、免税証による納入等 計	<del>-</del>	00. 120 00. 000 16号の1	※ O様式(キ)欄
	2	25	の数量と	



#### 軽油の受払い等の数量報告書



(受入れ) 引取数量(受払い等の数量) 引渡しを行った者別・都道府県別明細書				<ul><li>※</li><li>型</li></ul>		者コート 10008	事務所 <sup>2</sup> 12010				
報告者の氏名又は名称	A石油 株式会社			事 項			·	•			
2	令和○○年04月分									1	枚のうち 枚 目
引渡しを行った者	子の氏名又は名称	引 渡しを行った者 の事 務 所 又は事業所所在の都道府県名				引	取 数 量 うち課税済み			備	考
B石油 株式会社		千 葉 県	122222	8000	12		5		リットル ). 000 ). 000		
C石油 株式会社		千 葉 県	133333	0001	12		14	000	0.000		
C石油 株式会社		埼玉県	133333	0001	11		15	000	0.000		
小計	- 県扱い分を合領	油の千葉県扱い分と埼玉 算し、C石油から仕入れた こと。 この場合、都道府 」を記入する。	別表1業者コ	記載ード	88 [ <b>₹のコ</b> -	ードは	事	000	0.000		
① 「5 ————————————————————————————————————	<mark>称</mark> を記載する。支店名 <mark>、</mark> 引渡しを行った者の事務	及は名称」には、 <b>商流ベースの</b> 営業所名等の記載は不要です。 所又は事業所所在の都道府県名 )を受けた事務所等が所在する	」には、							合計を	数量: 枚ある場 は、最
							24	000		記載	シのみに
	計						34 5		0.000		

(受入れ) 引取数量(現実の 納入を行った	処	業者コート <sup>*</sup> 1110008	事務所3-				
報告者の氏名又は名称 <b>A石油 株式会社</b>		事項					
令和○○年04月分						1	枚のうち 枚 目
納入を行った者の氏名又は名称	納入を行った者の事務所 又は事業所所在の都道府県名	納入を受けた数量 うち課税済みのもの				備	
C石油 株式会社	千 葉 県	1333330001	,	10	000.	Jyhir <b>200</b>	
C石油 株式会社	埼 玉 県	1333330001		15	000.	000	
小 計		88	3	25	000.	000	
D石油 株式会社	千 葉 県	1344440001	;	5 5	000. (		
	は、C石油の千葉県 :埼玉県扱い分を合 石油から仕入れた合 :すること。 この場 府県コードは「88」を	別表2記載の業者コード	<b>プコード</b> に	<b>‡事</b>			
<b>の名称</b> を記載する。製油所 ②「納入を行った者の事務所	は名称」には、 <b>物流ベースの仕入先</b> 、油槽所等の記載は不要です。 又は事業所所在の都道府県名」には、 )を受けて軽油を出荷した事務所等 載すること。			30	000. (	複数に 2000	数量: 数量: 数数ある場 は、最終 ジのみに はする。

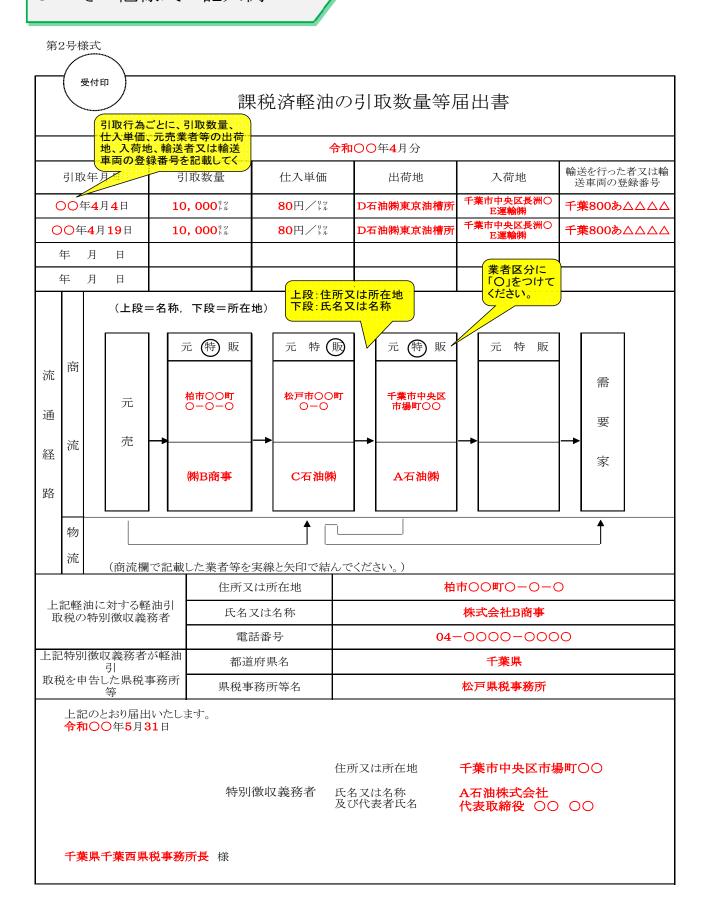
(払出し)	(払出し) 引渡数量(受払い等の数量) 引取りを行った者別・都道府県別明細書			事業者コー 12111100		事務所コー				
報告者の氏名又は名称	A石油 株式会社		事項							
	令和○○年04月分								1 1	枚のうち 枚 目
引取りを行った者の氏名又は名称		引取りを行った者の事務所 又は事業所所在の都道府県名	引 渡 数 うち課税済						備	考
自動車の保有者		千 葉 県	9999990208	8 12		15 5	500. 000.			
自動車の保有者		埼玉県	9999990208			10	000.			
小計				88		25 5	500. 000.			
株式会社 県庁興業		千 葉 県	6280031238	8 12		1	000.	000		
××運送 株式会社	免税軽油使用者への引渡 分は、自動車の保有者と は別に記載する。	千 葉 県	621234000	12		4	000.	000		
を記載する ②「引取りを 者に対し)	を行った者の氏名又は名称る。支店名、営業所名等のを行った者の事務所又は事 注文(オーダー)を行った	「」には、 <b>商流ベースの販売先の</b> D記載は不要です。 「業所所在の都道府県名」には、 事務所等が所在する都道府県名	報告	制表5記載 に事業者			有 埼 合 の	者」の 玉県扱 計数量 場合、	千葉県: い分を とするこ	加車の保 吸い分と、 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 る。
載すること	<u>د.</u>			合計数量: 複数枚ある 合には、最 ページのみ	場。					
	計			ページのみ記載する。		30	500. 000.			

(払出し) 引渡数量(現実の受払い等の数量) 納入を受けた者別・都道府県別明細書			※ 処 理	事業者 12111		事務所3-12016					
報告者の氏名又は名称	A石油 株式会社		事項								
	令和○○年04月分								1	枚のうち 枚 目	
納入を受けた	さ者の氏名又は名称	納入を受けた者の事務所 又は事業所所在の都道府県名				を受けた数ち課税済み			備	考	
自動車の保有者		千 葉 県	999999020	08		15 5	500. 000.				
自動車の保有者		埼玉県	999999020			10	000.				
小 計				88		25 5	500. 000.				
株式会社 県庁興業		千 葉 県	628003123	38 12		1	000.	000			
	免税軽油使用者への引渡 分は、自動車の保有者と は別に記載する。			別表6ドは事	記載の業者コー	- <del> </del> - -			F 4- 71 -		
記載す ②「納入 から現	、を受けた者の氏名又は名称る。 支店名、営業所等の記 る。 支店名、営業所等の記 、を受けた者の事務所又は	が」には、 <b>物流ベースの販売先の</b> 記載は不要です。 事業所所在の都道府県名」には、 人に係る事務所等(出荷地)が原	報告者	複数 合に ペー	数枚はジする。	冬 二	者県数合8」を8	D千葉 いか とする 都道 記入する	県扱い? を合算し なこと。 守県コー	国の保 分 、 に は 「 8 ・ ド は 「 8	
計						26					

消費数量(現実の受払い等の数量)明細書	※     事業者コート*     事務所コート*       処     1211110008     12016
報告者の氏名又は名称 <b>A石油 株式会社</b>	理 事 項
令和○○年04月分	1     枚のうち       1     枚 目
事務所 又 は事業所       名 称 所 在 地	消費数量 備考
A石油 株式会社 県庁前給油所 千葉市中央区市場町○○	1211110024 100. 000
	別表7記載のコードは事業所コード
【記入の要領】 自らの消費した軽油数量について、事務所又は事業所	
ごとの内訳を記載すること。	
	合計数量: 複数枚ある場合には、最終 ページのみに
	ページのみに記載する。
計	100.000

在庫数量(現実	実の受払い等の数量)明細書		i者コート 110008	事務所コ		
報告者の氏名又は名称 <b>A石油 株式会</b>	会社	事項	T		, ,	
令和○○年04	<del>1</del> 月分			1     枚のうち       1     枚目		
事務所	又 は 事 業 所		在庫	数量	ţ	
名 称	所 在 地		うち	課税済み		備考
A石油 株式会社 県庁前給油所	千葉市中央区市場町○○	1211110024		4	ՍջԻ <i>Ո</i> <b>399. 880</b>	
A石油 株式会社 さいたま給油所	埼玉県 さいたま市浦和区〇〇	1211110033		8	000.000	
	この在庫数量の内訳を記載する。	別表10記載の	フコードは真	事業所=	1— <u>F</u>	
さして記載すること。	は、寄託先の事務所等を自社の事務所等					
						合計数量: 複数枚ある場
						複数枚ある場合には、最終ページのみに記載する。
				12	399. 880	10 = 7 0 0
	計			1 12	. טסס. סמט	

# 5 その他様式の記入例

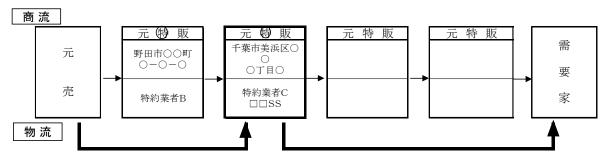


# ≪課税済軽油の引取数量等届出書 流通経路の記載例≫

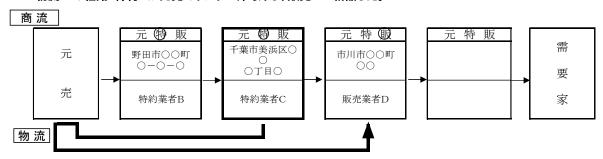
○商流及び物流の経路記載例(例1から8まで全て「特約業者C」が課税免除承認申請者)

(例1) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→需要家(自動車の保有者)

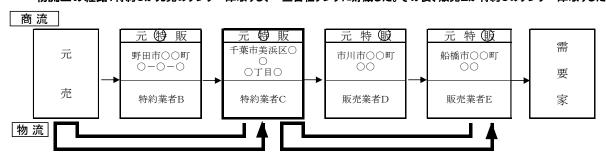
物流上の経路:元売が特約Cのタンクへ持届けし、特約Cが当該軽油を自社SSにおいて自動車の保有者に払い出した。



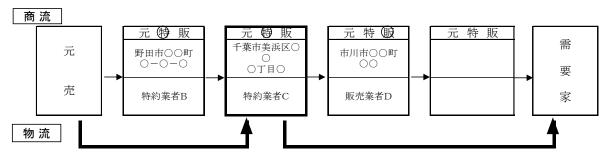
(例2) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→販売D 物流上の経路:特約Cが元売のタンクへ庫取りし、販売Dへ納品した。



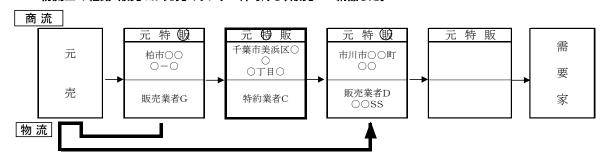
(例3) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→販売D→販売E 物流上の経路:特約Cが元売のタンクへ庫取りし、一旦自社タンクに貯蔵した。その後、販売Eが特約Cのタンクへ庫取りした。



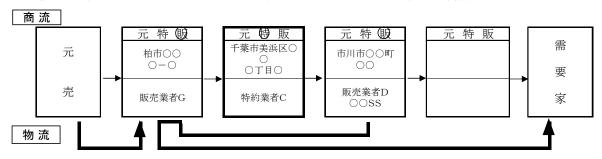
(例4) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→販売D→需要家 物流上の経路:元売が特約Cのタンクへ持届けし、特約Cが当該軽油をさらに需要家へ持届けした。



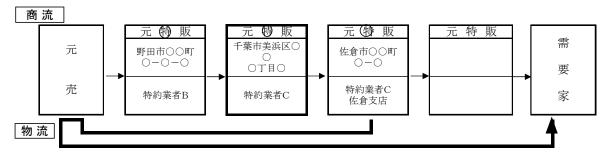
(例5) 商流上の経路:元売→販売G→特約C→販売D 物流上の経路:販売Gが元売のタンクへ庫取りし、販売Dへ納品した。



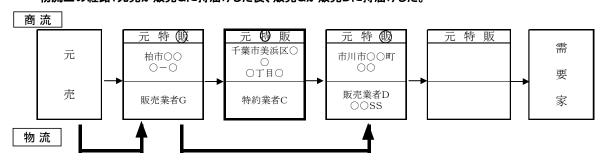
(例6) 商流上の経路:元売→販売G→特約C→販売D→需要家 物流上の経路:元売が販売Gに持届けした後、販売Dが販売Gのタンクへ庫取りし、需要家に納品した。



(例7) 商流上の経路:元売→特約B→特約C→特約C支店 物流上の経路:特約Cの佐倉支店が元売のタンクに庫取りし、需要家に納品した。



(例8) 商流上の経路:元売→販売G→特約C→販売D 物流上の経路:元売が販売Gに持届けした後、販売Gが販売Dに持届けした。



# 第百号様式の二十八

所管の県税事務所収税担当 課へご提出ください。

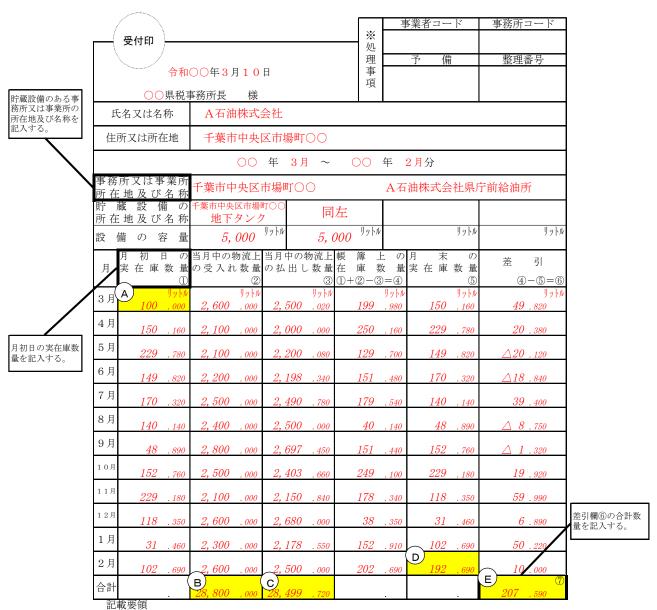
	/ <sub>22.44</sub> m		L										
	受付印	令和○(	D年	〇月〇日	I	住所又は所在地		中央区市場町〇〇 話 043-〇〇〇-〇〇〇〇)					
	千葉○○県税事	事務所長	様			氏名又は名称 及び代表者氏名	A孑	前 株式会社 新役 〇〇 〇〇					
				軽減	由引取税	徵収猶予申請書							
坩	也方税法第144条	:の29第 1	項(	の規定に	より、ど	くのとおり申請し	ます。						
	期別												
	申告納入すべき	き金額		4	160,	799 円	41 HD 80 1 3	- 17#F1 - 4 P F					
	このうち徴収額 受けようとする			3	321,	, 000 円 納期限から起算して最長2							
	徴収猶予を受り ようとする期間			<del>?</del>	↑和○○⁴	○○年 <b>6</b> 月 <b>1</b> 日から <mark>令和○○年<b>7</b>月<b>31</b>日まで</mark>							
	名称		租	種類		所在	数量	摘要					
提供す													
る 担													
保													
添 付 書 類													

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

# 記載例

- 1 この明細書は、貯蔵設備のある事務所又は事業所ごとに作成します。
- 2 一つの事業所に複数の貯蔵設備がある場合は、その合計数量を記載します。
- 3 計算の結果、合計欄のが0リットルを超えた場合はその数量について自己消費として納付してください。

#### 事務所又は事業所別在庫数量等明細書



<sup>1 ※</sup>印の欄は記入しないこと

# 検算

<sup>2 「</sup>当月中の物流上の受入れ数量」欄は、納入を受けた軽油のすうりょう、納入を行った後返還を受けた軽油の数量の合計を 「当月中の物流上の払出し数量」欄は、納入を行った軽油の数量、納入を受けた後返還を行った軽油の数量、消費した軽 油の数量の合計を記載すること。

				事	<b>未</b> (	の開	雉	寺し	りを	新大	見特糸	<b>勺業</b> 者	者と	して	開始	する場合
,*						\.	事業	者コー	<i>.</i>	事務所コート	、 処理 区分		予	備	Ħ	整理番号
	受付印	<u>→</u> ◆和3年3	H 0 7	<u>а</u>		※ 型										
``,		とれるそう	721	ч		理一	異動年	<b>- 1 - 1</b> F月日	Τ		<u> </u>	<u> </u>				
						事 - 項				該当	区分	121	OJ&	つけ	てく	ださい。
	千葉〇〇	)県税事	務所長	<b>.</b> †	羨	区	分	<b>元</b>	. (	特・販	· 製					
		個 人 番 法 人		は 号 1	2	2 3	4	5	6	7 8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
		フリ		-	チョヴ	アセキユ	カブシ	キガイ	シャ		1		!	}		
	Ea NIC THE STATE OF THE CO.	氏 又 は	······	t7	······· : 庁	·石 i	由株	式台	シネ	 Ł						
エデ 業者	売業者、特約 者、石油製品 売業者又は軽	フリ		ha.		トリシマリ										
販売 油集	記集者又は軽り 製造業者等	法人にあ 代表者									3	•••••				
		フリ		_						ョウ 1-1						
		住		·····································	- 葉	市中	中央	区市	<b></b>	<b></b>	番:	1 号	 <u>?</u> !			
₽目≡	し とする全ての	7年32年	フル車	<u></u>		•			•	• • –		·		-00	$\cap$ – (	0000
(本	社、SS等)					§144 <i>§</i>	その34	4 第 1	項							3000 /
記載	載する。					1443	<b>€</b> Ø 3 4	第 3	項(	の規定に	こより	) 届	け出	ます	0	
/	ガナ	ケンチョ	ウセキユ	・カブ	シキ	ガイシャ	・ホン	/シャ								
事務所	名 称	県庁	石油	株式	弋会	社	本	社								
又	フリガナ	チバシー	チュウオ	ウク	イチ.	バチョウ	7 1-1	L								
は 事		<b>=</b> 2	6 0	-0	8	5 5										
業所	所 在 地	千葉	市中	央日	又市	万場	町1	番	1	号						
721					,							(電話	舌 04:	3-∆∆	Δ-Δ	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
		開	b	台	年	月		日		廃	П	:	年	,	月	Ħ
		令和	1 2	年	4	一月	1	٦ 🖁		令和		年		] 月		
事業	との開始、	, , , ,								,, ,,, L		J '				
発工の年	ヒ又は休止 F月日等					休		止		期		間				
				١١				<b>7.11.</b> =		+ alk = 1		_		41.1	,, ,	71170
		令和		年		— <mark> </mark>	<b>_</b> の原 動(変	画出書 と更)	計は、 の届	、事業の 出をする	開始 場合	、廃」 に付	上右し	ンくは トる。	怀止	又はその
						_ :	事業を	上開始	tしよ	うとする	場合	は、・	その!	5日育		でにそれぞ
	業の廃止又は 上の理由									載の上、 出する。	土に	<del>る手</del>	7分 八	メば	争系	所所在地
上記	記の事務所又は	事業所の営	業区域			主怒	F∇/H	−=	—————————————————————————————————————	D営業区	ーー はに					
2	<b>千葉県、</b> 夏	東京都				る都道					-XIC	IVIX.				
2/	の他参考となる	、八き車店														
-ر (	ン <b>心少与</b> てなる	,、5 尹供								1						
						:	異動	年 月	日	令和		年	i -		月	日

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、 廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場 合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒 に提出してください。

*	登録番号	課税番号
処		
理		
欄		

受付印

住所又は所在地 **千葉市中央区市場町1番1号** 

(ふりがな) けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ちばたろう

千葉西県税事務所長 様

氏名又は名称 <mark>県庁石油株式会社</mark> 及び代表者氏名 <mark>代表取締役 千葉 太郎</mark>

個人番号又は 法 人 番 号

1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録消除)申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい(変更したい・消除したい)ので、

次	のとおり申請し	ます。  「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所
事	(ふりがな)	ちば 又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所在しない場合には、県外の所在 する主たる事務所又は事業所を記載する。
務所以	所 在 地	「電話 043-○○○-○○○)
又 は 事	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんて (ふりがな) だいひょうとりしまりやく ちばたろう んきゅうゆじょ
業所	名称	県庁石油株式会社 責任者 氏 名 代表取締役 千葉 太郎
申	請 の 区 分	<ul> <li>① 登録</li> <li>② 事務所又は事業所の事業の開始によるもの</li> <li>② 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの</li> <li>② 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの</li> <li>② 登録事項の変更</li> <li>③ 登録の消除</li> </ul>
事	由発生日	令和3年4月1日
亦	更の場合	変更前
发	更 0) 場 音	変更後
?ж	除の場合	登録番号
仴	陈 07 - 场 百	消除の理由
元	売・特約の別	元 ・ 特 約 指 定 年 月 日 <b>令和3年4月1日</b> 販売契約がある元
事 事	務 所 又 は 業 所 の 数	千 葉 県 内 <b>1</b> 千 葉 県 以 外 <b>1</b>

付表1

1201	千葉県内に所在する事務所又は事業所の明細書										
		<u> </u>		1111	(1)31/31/3 <b>(</b> 100 4 )/		to VI. o nt the	3% A3 =			
名	称	所	在	地	責任者氏名	開設年月日	軽油の貯蔵 設備の有無	登録証票番号※			
本店給油原	听	千葉市中 (電話 04:	央区市場町 3	「 <b>1番1号</b> )	県庁 三郎	H20.4.1	♠ · 無				
							有·無				
							有・無				
							有·無				
							有・無				
							有·無				
							有・無				
							有・無				
							有·無				
							有·無				
							有·無				
							有・無				
							有・無				
							有・無				
							有 · 無				

				事業	もの	開	廃	等(	りん	1	1 書	Ī	S	S &	新	没す	る場合
	受付印	和〇〇年	3月15	目		※ 処 里 事	事業 - 1 1 1 異動年	:者コー    -  -  -  -  -  -	<u> </u>	事務所	新コード -	. 処理		予	<u>(</u>	Ħ	整理番号
						更   一				Ē	該当	区分 ·	ادا ( ا	O Jを	つけ	てくだ	ださい。
	千葉西	県税事務	<b>务所長</b>	殿	:	区	分	元	. (‡	<del>事</del> ).	販・	・製					
		個人番法人	号 又 は 者 ガ ナ	. 1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
元星	· 七業者、特約	-セキニュ カブシキガイシャ ム石油株式会社															
業者 販売	者、石油製品 売業者又は軽 製造業者等	フリ															
田芝	<sup>设</sup> 垣来 4 守	法人にる代表者			表耳	权為	帝役	(	C	) (	C	)					
		フリ	ガナ				オウク										
		住 又は 萠			葉丁	市日	中央	区で	万場	,町	$\mathcal{O}$		電話	043-	-00	0-0	0000)
	X は																
	リガナ	エーセキ	ユカブ	シキガイ	<b>ニシャ</b>	モノ	ベラキュ	ウユ:	ショ								
事務所	名 称	A石	油株	式会	社	,	茂原	給	油戶	斤							
又 は	フリガナ		モバラ							水衝	<b>釆</b> 早	土, 章7	載す	<b>z</b> -	<u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>		
事業	所 在 地		○○市茂								田 つ	OBC	<b>半人</b> フ	م ک	<b>-</b> °		
所		人人	· Ψ /X <sub>i</sub>	an C	一	O	7						(電	話 04	75-∠	Δ-Δ	ΔΔΔΔ )
		開	始		年	月		日			廃	П	1	年		月	H
事業	<b>巻の開始、</b>	令和		年	4	月	1	日		令	和		年		月		日
廃」の名	ヒ又は休止 F月日等				休	ς		止		其	朔		間				
	令和 年 この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又は その異動(変更)の届出をする場合に使用する。																
事業の廃止又は 休止の理由 事業の廃止では																	
上記	記の事務所又は	 は事業所の営	営業区域														
=	千葉県																
その	の他参考となる	がき事項															
						:	異動生	年 月	Ħ		令和		年			月	日

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、 廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場 合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒 に提出してください。

<b>※</b>	登録番号	課税番号
処		
理期		
作則		

受付印

住所又は所在地

千葉市中央区市場町1番1号

(ふりがな)

けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ちばたろう

千葉西県税事務所長 様

氏名又は名称 <mark>県庁石油株式会社</mark> 及び代表者氏名 <mark>代表取締役 千葉 太郎</mark>

個人番号又は 法 人 番 号

1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者<del>登録(登録変更・登録消除)</del>申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい(変更したい・消除したい)ので、

次	のとおり申請し	ます。
事	(ふりがな)	ちば、又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所在しない場合には、県外の所在
務所	所 在 地	する主たる事務所又は事業所を記載する。 千 <u>ユー・・・・・</u>
又		(電話 043-000-0000)
は。 事	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんて (ふりがな) だいひょうとりしまりやく ちばたろう
業所	名称	県庁石油株式会社 責任者 氏 代表取締役 千葉 太郎
申	請の区分	1 登録
事	由 発 生 日	<b>令和</b> 3年5月1日
亦	更の場合	変 更 前 千葉県内の事業所数 1
	X V) 1/3/1 L	変 更 後 千葉県内の事業所数 2 (理由:茂原給油所を設置)
泺	除の場合	登録番号
113	休 V 物 日	消除の理由
元	売・特約の別	元 ・ 特 約 指 定 年 月 日 <b>令和3年4月1日</b> 販売契約がある元
事 事	務所 又は業所の数	千 葉 県 内 <b>2</b> 千 葉 県 以 外 <b>1</b>

付表1

寸衣1		=	千葉県内に戸	斤在する事	務所又	は事業	美所の明細書		
 名	称	所	在	地	責任者	<b></b> 手氏名	開設年月日	軽油の貯蔵 設備の有無	登録証票番号※
本店給油所	i i	千葉市 電話 0	中央区市場 43	T1-1	県庁	三郎	H20.4.1	<b>①</b> ·無	
茂原給油所	Ì	茂原市 電話 0	茂原1102-1 475		県庁	四郎	H29.5.1	①·無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有・無	
								有·無	
								有·無	
								有·無	
								有・無	
								有·無	
								有・無	
								有・無	

事 業 の 開 廃 等 の 届 出 書 SSを廃止する場合																		
/						[;	*	事業	者コー	·ŀ	事務所	折コード	処理区分	予		備	整理	番号
	受付印	和3年4)	月26	日			処 理 —	H 41.7		щ.	<u> </u>	1.1	<u> </u>			111		
							事 —	異動生	F月 日		Ē	該当	区分	ICFO	」をつ	けてく	ださい	N <sub>o</sub>
	OO#	<b><b></b>, 税事務</b>	所長		様		区	分	j	ī · (	特).	販	· 製					
		個 人 番 法 人	号 又 番	は 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1 2	(右詰*	で記載)
		フリ	ガ	ナ	タテキ	77 /	ハナコ											
C																		
業和販売	者、石油製品を業者又は軽	フリ	ガ	ナ														
	製造業者等	法人にお代表者																
		フリ	ガ	ナ	フナ	バシミ	<u> </u>	ナトチ	ョウ	2-10	-18							
		住		所	船	橋	市涛	<b>美町</b>	2	丁巨	1	0	番]	1 8	号			
廃	止するSSの	の名称、所	斤在地	を言	<del>2</del> —								(	(電話	047-(	000-	-000	)( )
載	する。				•	第二第二	l 4 4 条 l 4 4 条	* の3· * <u>の3</u> ·	4第1 <del>4第:</del>	項 項	の規グ	定に	より	届け	出ま	す。		
	<b>リガナ</b>	マツドキ	ュウユ	ジョ				<u>- a</u>	) E F	H. 聿 /·	+ 車	***	の開か	5		∠1±4z	t ı⊦ ∇	はその
事務	名 称	松户	給	由戶	斤		,	異動	(変す	更)の	届出	をす	る場合	合に依	吏用す	<sup>-</sup> る。		それぞ
所又	フリガナ	マツドシ	コネ	モト	7			れ必	要事	項を開い	記載(	の上	. <b>、</b> 主/	たる事	務所	又は事	業所	所在地
は 事		〒 2	7	1 -	8	5 (			但们	ऋा⊂	ル山	9 0	0					
業 所	所 在 地	松户	市人	小木	艮本	7	番	也										
		開		始	,	年	月		日			廃	止		<b>047-</b> 4年	△△△- 月	<u>ΔΔΔ</u>	<u>7</u> )
		170		711					<del>"</del> 7			) <del>/L</del>						
重型	業の開始、	令和	]		年		月		月		令	和	3	年	4	月	30	日
廃[	上又は休止 F月日等					þ	<b>k</b>		止		其	月		間				
		令和			年		月		日	から	令	和		年		月	E	まで
東業の廃止又は 廃止又は休止する場合、その理由を詳しく記載する。																		
事業の廃止又は (例:給油所閉鎖のため等)																		
上記の事務所又は事業所の営業区が 上記SSの営業区域に係る都道府県																		
ئـ	千葉県 -				記載				- ۱۸۲0	/ FIP JE	.na 51							
そ(	の他参考となる	らべき事項																
								異動	年 月	В		令和		年		月月		В
							7	- \ 291	, /1	-		14-114						

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、 廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場 合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒 に提出してください。

90000000000		
*	登録番号	課税番号
処		
理		
欄		

受付印

**√**ししみなとちょう1-10-18

令和3年4月26日

住所又は所在地

船橋市湊町2丁目10番18号

(ふりがな)

たてやま はなこ

千葉西県税事務所長 様

氏名又は名称 及び代表者氏名

館山 花子

個人番号又は 法 人 番 号

1234567890123

軽油引取税特別徵収義務者<del>登録</del>(登録変更·<del>登録消除</del>)申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい(変更したい・消除したい)ので、

次のとおり申請します。 (ふりがな) ふな

務

「事務所又は事業所」欄は、千葉県内に所在する事務所又は事業所のうち主たる事務所 又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所在しない場合には、県外の所在 する主たる事務所又は事業所を記載する。

所 在 地 船林 所 (電話 043-000-000) 又 は (ふりがな) たてやませきゆかぶしきかいしゃ たてやま はなこ (ふりがな) 事 業 責 任 者 館山石油株式会社 館山 花子 名 称 所 氏

申請の区分

- 1 登録
  - ア 事務所又は事業所の事業の開始によるもの
  - イ 事務所又は事業所の事業を開始した後のもの
  - ウ 引渡しに係る軽油の県内への納入に係るもの
- (2) 登録事項の変更
- 3 登録の消除

変更前

事由発生日

消除の場合

令和3年4月30日

千葉県内の事業所数 1 (理由:松戸給油所を閉鎖)

変更の場合変更後

千葉県内の事業所数 2

登録番号

消除の理由

元売・特約の別 元・特 指

販売契約がある元 売 業 者 名

○○石油㈱

事務所又は 事業所の数 千葉 県 内

千葉県以外

1

付表1

竹衣1	千葉県内に所在する事務所又は事業所の明細書									
名	称	所	在	地	責任者氏名	開設年月日	軽油の貯蔵 設備の有無	登録証票番号※		
船橋給油原	斤	船橋市湊 (電話 04	町2丁目107	)番18号	館山 花子	H1.4.1	<b>①</b> ·無			
							有・無			
							有·無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			
							有・無			

			事業の	)開廃	等の届	異動	) (代表	者変更)	の場合
7				事業	者コード	事務所コード	处理 区分 予	備	整理番号
$\square$	受付印	和3年5月25	日	処			.		
`	`/			事異動	5月日		: 今に[ O u	をつけてく	ださい
				項		N S L		( J) ( C	12010
	千葉西	県税事務所長	殿	区 分	元·集	· 販 ·	製		
		個人番号又法 人番	は 号 1 2	3 4	5 6	7 8	<u>alal</u>	2 3	(右詰で記載)
				セキユ カブシ	キガイシャ	里動	1後(変更行	<b>後)を記載す</b>	tる。
	± 44 + 7. 4+ 44		名 県庁	石油株	式会社			ж, сно <del>чи</del> ,	
工業を	売業者、特約 者、石油製品 売業者又は軽	76 100 11		リシマリヤク	ケンチョウ ジロ	· ウ			
油製	製造業者等	法人にあって 代表者の氏		取締役	県庁	次郎			
				チュウオウク		<u> </u>			
		住	所 十葉	市中央	区市場	·町1番	\$1号		
		又 は 所 在		1 1 / 1	- 1 7	<b>v</b> – <b>u</b>	•	3-000-	0000)
	⊤≎	1 0 1 2 10 4h +	- 124 AL	144条の3×		祖令に〕			
	l` ac	」のとおり地方	) <sup>悦 伝</sup> 第 	144条の34	1第3項	一規 化にる	より届け	四まり。 	
事	フリガナ								
· 務 所	名 称		この届	出書は、真	事業の開始	、廃止若し	しくは休止 + z	又はその	
又	フリガナ		届け出	更)の届出 計事項の異	動(変更)(	の場合は、	遅滞なくる	それぞれ必	
は 事				を記載の上 こ提出する		務所又は	事業所所	在地の都	
業所	所 在 地		271781	-1,2,11,7,0	0				
							(電話	_	- )
		開	始 年	月	日	廃	止 年	月 月	B
		令和	年	月	目	令和	年	月	日
事詞	業の開始、 上又は休止								
の生	F月日等			休	止	期	間		
		令和	年	月	日から	令和	年	月月	日まで
		J. II.							
車:	業の廃止又は								
	上の理由								
上記の事務所又は事業所の営業区域 届出事項に変更が生じた場合は、その異動事由(例:									
住所変更、代表者変更等)と異動前の内容を「その他 参考となるべき事項」欄に記載するとともに、異動年月									
日も当該欄に記載する。									
その他参考となるべき事項									
代:	表者変更:	変更前 県庁	大郎	異動:	年月日	令和	3 年	<b>6</b> 月	1
				2, 297					

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、 廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場 合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒 に提出してください。

	登録番号	課税番号
処		
理		
欄		
1 1		

受付印

今和3年5月25日 ちゅうおうくいちばちょう1-1

住所又は所在地 千葉市中央区市場町1番1号

(ふりがな)

けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく ちばじろう

千葉西県税事務所長 様

氏名又は名称 県庁石油株式会社

及び代表者氏名 代表取締役 千葉 次郎

個人番号又は 法 人 番 号

1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録消除)申請書

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい (変更したい・消除したい) ので、次のとおり申請します。

八	v	ソ中間	ン	8所又は事業所」欄は、	<mark>千葉県内に所</mark>	在する事	事務所又は事業所	fのうち主た	る事務所	
事	ا که ا	りがな)		業所を記載し、千葉県		は事業所	所が所在しない場	合には、県	外の所在	
務	所	在 地	する主	こたる事務所又は事業所	を記載する。					
所又	121	1工 地					(電話 043-	-000-0	0000)	
は・ 事	(ふ	りがな)	けんちょうせき んきゅうゆじょ	ゆかぶしきがいしゃほん	て (ふりか	(な)	だいひょうとり	しまりやく	ちばじろう	
· 業 所	名	称	県庁石	由株式会社	責 任 氏	者 名	代表取締	役 千葉	次郎	
申	請の	区分	事務 分 引渡 ② 登録事	ア 事務所又は事業所の事業の開始によるもの						
事	由 発	生 日			令和3年(	5月1	日			
変	更 の	場合	変更前	代表者:千	葉太良	3				
交	文 切	<i>9</i> 0 П	変更後	代表者:千	葉次良	3				
裆	降 の	場合	登録番号							
117	14K V	<i>──</i>	消除の理由							
元	売・特	約の別	元・特	元 売 · 特 約 指 定 年 月 日	令和3年4月	I H I	販売契約がある 売 業 者	5元 名	〇石油㈱	
	務 所 業 所		千葉	県 内 2		千 葉	. 県 以 外		1	

付表1

<u> </u>			千葉県内に所	在する事	務所又	【は事業	美所の明細書		
名	称	所	在	地	責任者	<b></b>	開設年月日	軽油の貯蔵 設備の有無	登録証票番号※
本店給油	所	千葉電話	市中央区市場町 043	1-1	県庁	三郎	H20.4.1	<b>①・</b> 無	
茂原給油	所	茂原 電話	市茂原1102-1 0475		県庁	四郎	H29.5.1	①・無	
								有・無	
								有·無	
								有·無	
								有·無	
								有・無	
								有·無	
								有・無	
								有·無	
								有·無	
								有・無	
								有·無	
								有·無	
								有・無	

		事業の開	廃等の履	出書	事第	美を廃業	きする	る場合					
,		*	事業者コード	事務所コード	<b>27</b> と こ	<b>ን</b>	前	整理番号					
$\Box$	受付印	和3年7月26日											
`.		理   一   事   —	理										
		項		設当と	<b>2</b> 万[2](	רוכ אנע		2010					
		<b>具税事務所長</b> 様 区	分 元 • (4	寺)・販・	製								
		個人番号又は 1 2 3	4 5 6	7 8	9 0	1 2	3	(右詰で記載)					
		法 人 番 号 1 2 3 フ リ ガ ナ ケンチョウセキュ					Ľ						
		氏 名目亡丁江											
元列	売業者、特約 ・ 石油制品	又は名称「八石石石	株式会社										
販売	者、石油製品 売業者又は軽 製造業者等	フ リ ガ ナ ダイヒョウトリシマリ											
IHA	以之水口 · 1	代表者の氏名 代表取締	法人にあっては 代表取締役 県庁 次郎										
		フ リ ガ ナ <b>チバシ チュウ</b> z	ウク イチバチョ	ゥウ 1-1									
		作 所 千葉市中	<b>,</b> 央区市場	时1	<b>备</b> 1号	-							
廃」	上する全ての	の事務所又は事業所			(電話(	043-00	0-0	0000					
(本	:社、SS等) 載する。	ごとに名称、所在地を 第144条	の34第1項	) 担 宏 に	ト h 居 li	十川丰子							
市山井	以9る。 	第144条	の34第3項 の34第3項		より 油 (	ЛШАУ	٥						
事	ガナ	ケンチョウセキユ カブシキガイシャ	ホンシャ		•••••	***************************************							
務所	名 称	県庁石油株式会社	本社										
又 は	フリガナ	チバシ チュウオウク イチバチョウ	1-1										
事		<b>T</b> 2 6 0 - 0 8 5 5											
業所	所 在 地	千葉市中央区市場四	J1番1寸	<b></b>									
					(電話	043-△∠	Δ-Δ	ΔΔΔΔ )					
		開始年月	日 	廃	止	年	月 	Ħ					
		令和 年 月	日	令和	3 年	<b>7</b> 月	3	<b>1</b> ∃					
事業	業の開始、 トマは休止												
の生	上又は休止 F月日等	休	止	期	間								
		令和 年 (	の届出書は、	事業の 問		<u>- 芒」 / / +</u>	·休止	・マけその					
			動(変更)の届	出をする場	場合に使	用する。							
			事業を廃業しよ 必要事項を記										
	業の廃止又は 止の理由		都道府県に提				, -1						
	2022-	1 # # T o 22 # P 1 4											
			又は事業所の		tic係								
千葉県、東京都 ————————————————————————————————————													
そ(	の他参考となる	がき事項											
							Г						
		<b>J</b>	動年月日	令和	年		月	日					

千葉県内に所在する「事務所又は事業所」に新設、 廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場 合に、「事業の開廃等の届出書」や添付資料と一緒 に提出してください。

※ 登録番号 課税番号処 理

受付印

令和3年7月26日

ちゅうおうくいちばちょう1-1

**千葉西**県税事務所長 様

住所又は所在地 千葉市中央区市場町1番1号
(ふりがな) けんちょうせきゆかぶしきがいしゃ
だいひょうとりしまりやく ちばじろう
氏名又は名称
及び代表者氏名 代表取締役 千葉 次郎

法 人 番 号 1234567890123

軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録消除)申請書

個人番号又は

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けたい (変更したい・消除したい)ので、

次	のとおり申請し	ます。						
事	(ふりがな)	ちば、又は事業所を記載し、千葉県内に事務所又は事業所が所在しない場合には、県外の所在						
務所	所 在 地	する主たる事務所又は事業所を記載する。						
又		(電話 043-000-000)						
は 事	(ふりがな)	けんちょうせきゆかぶしきがいしゃほんて (ふりがな) だいひょうとりしまりやく ちばじろう んきゅうゆじょ						
業 所	名称	県庁石油株式会社 責任者 代表取締役 千葉 次郎						
申	請 の 区 分	1 登録						
事	由発生日	<b>令和</b> 3年7月31日						
亦	更の場合	変更前						
<b>Z</b>	<u>х</u> <i>у                                   </i>	変 更 後 特別徴収義務者登録番号を記載する。						
消	除の場合	登録番号 1234567890						
113	121. 92 9/0 L	消除の理由廃業のため						
元	売・特約の別	元 ・ 特						
事 事	務所又は業所の数	千葉県内 2 千葉県以外 1						

廃業時の事務所数を記載する。 「付表 I 」も同様に記載する。 付表1

可衣1	千葉県内に所在する事務所又は事業所の明細書									
名	称	所	在	地	責任者	<b></b>	開設年月日	軽油の貯蔵 設備の有無	登録証票番号※	
本店給油所		千葉市中 電話 043	央区市場町 	1-1	県庁	三郎	H20.4.1	<b>⑥・</b> 無		
茂原給油所		茂原市茂/ 電話 047	原1102-1 5		県庁	四郎	H29.5.1	<b>⑥</b> ・無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有·無		
								有・無		

# 第3章 Q&A

# (問1) 閉鎖したSSに残った軽油について、申告は必要ですか?

# SS閉鎖時の在庫差量について

SSを閉鎖した場合、在庫差量の申告・報告が必要になります。実在庫数量が帳簿在庫数量を下回る場合には自己消費があったものとみなし、SSを閉鎖した日の翌月末日までに、当該数量の全量につき申告納付していただいております。また、申告納付の有無に関わらず、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」の提出が必要になります(記入例はP38を参照)。

# 閉鎖時の実在庫(残油)の処理について

残った軽油の処理の仕方によって、申告・報告の方法が異なります。以下の各項目をご確認の 上、該当の項目に則った申告・報告をしてください。

#### 他者が引き取った場合

SSに残った軽油を他者(元売業者や産廃処理業者等)が引き取った行為は、「特約業者からの引取りで軽油の現実の納入を伴うもの」に該当し、課税の対象となるので、引き渡した数量を申告納入しなければなりません。

**▶▶▶**根拠規定 法第144条の2第1項

# 自社で廃油処理を行った場合

残った軽油について元売業者等に引き渡しせず、自社で廃油処理を行った場合は、別途当該 残量について申告納付をする必要があります。

**▶▶▶**根拠規定 法第144条の3第1項第1号、第2号

# 社内転送の場合

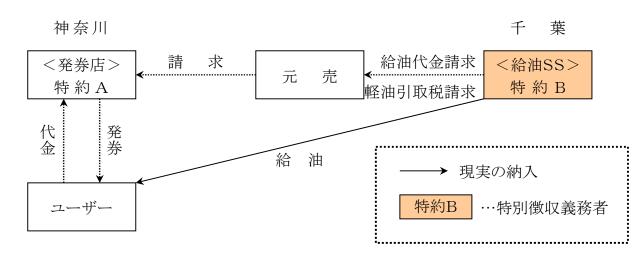
申告は不要です。移した先のSSの在庫として管理し、販売先等に引き渡したときや自己消費したとき等に申告してください。

### 貯蔵施設のデッドストックについて

貯蔵施設にデッドストックとして残る軽油についても申告の対象となりますので、デッドストック分の軽油の処理方法により申告納入又は申告納付を行ってください。

# (問2) 給油カード等で給油した場合、誰が特別徴収し、報告は どのようにするのですか?

# < 例 >



給油店である特約業者Bが特別徴収義務者となり、千葉県へ申告納入することになります。 また、「受払い等の数量」及び「現実の受払い等の数量」を特約業者Bが報告することになります。

この場合、「引渡数量」(第16号の41様式別表5、6)の記載にあたっては、「引取りを行った者の氏名又は名称」欄及び「納入を受けた者の氏名又は名称」欄には、自動車の保有者を記載してください。

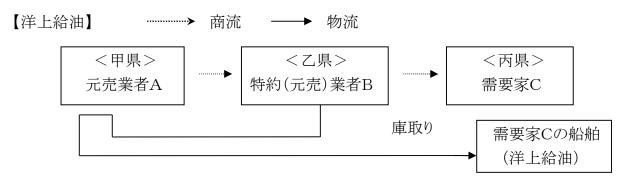
なお、発券店である特約業者Aは、当該代行給油に係る「受払い等の数量」の報告の必要はありません。

(問3) 特約業者がバージ船等により船舶へ洋上給油を行った場合及び 接岸させて給油を行った場合のそれぞれの納入地(申告先)は どこですか?

洋上給油を行った場合は、当該軽油の納入に係る特約業者又は元売業者の事業所所在地が 当該軽油の納入地となります。

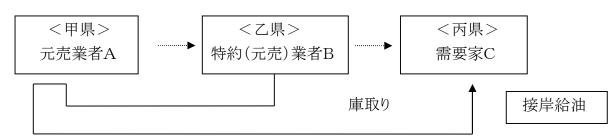
一方、船舶を接岸させて給油を行う場合の当該軽油の納入地については、納入が行われた場所が当該軽油の納入地となります。船舶を接岸させて給油を行っていれば、たとえ海上から給油が行われたとしても、接岸給油となります。

〈例〉



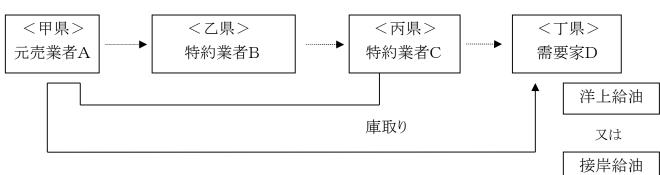
この場合、納入地は洋上給油を行った特約(元売)業者Bが所在する乙県となります。

# 【接岸給油】



この場合、納入地は需要家Cが所在する丙県となります。

## 【参考】



この場合、特約業者Cに渡る段階で軽油引取税が課されるため、特約業者Bは 特約業者Cが所在する丙県へ申告納入し、一方特約業者Cは課税済軽油を納入したとして、 洋上給油の場合は丙県へ、接岸給油の場合は丁県へ申告します。

# (問4) 軽油を輸出した場合、課税免除は受けられますか?

軽油の引取りで「本邦からの輸出として行われたもの」は、都道府県知事の承認を得て軽油引取税が免除されます。

輸出による課税免除を受ける場合は、軽油引取税納入申告書の「課税対象とならない数量」 (ウ)欄に当該軽油の納入数量を記載して申告するほか、その事実を証する書類(下表を参照)を添付して、納入を行った月の翌月末日までに提出してください。

**▶▶▶**根拠規定 法第144条の14第4項、規則第8条の37第1号

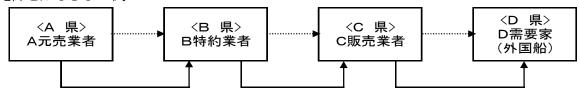
#### <その事実を証する書類>

輸出品の区分	提出書類
軽油そのものの場合 現実の軽油が特約業者又は元売業者から直接 外国向けに送り出された場合	<ol> <li>輸出申告書</li> <li>納品書又は請求書</li> <li>その他、輸出であることを証する書類</li> </ol>
外国船舶(※)の船用品の場合 ※日本船籍船を外国人がよう船契約して使用している場合も含まれます。	① 内国貨物船用品(機用品)積込承認申請書 ② 納品書又は請求書 ③ その他、船用品として積み込んだことを証する書類
輸出される建造船等の船用品の場合	<ol> <li>建造船等の輸出申告書</li> <li>内国貨物船用品積込目録</li> <li>納品書又は請求書</li> <li>その他、建造船等の船用品として積み込んだことを証する書類</li> </ol>

☆ 積戻しは、軽油引取税の申告・報告の対象とはなりません。(積戻しとは、外国貨物を陸揚げ した後、輸入手続きをしない状態で保税地域等で保管し、保税のまま外国へ輸出することです。)

ただし、一度課税された軽油が納品された後に結局輸出された場合については、課税免除の対象とはなりません。

〈課税免除とはならない例〉



図において、B特約業者がC販売業者に販売、納品した時点で軽油引取税の納入義務が発生するため、C販売業者は外国船には既に軽油引取税を課された軽油を販売(輸出)することとなります。つまり、輸出前に既に軽油引取税が課されるため、B特約業者は輸出による課税免除は受けられません。

# (問5) 販売先が破産して売掛金が回収できなくなりましたが、どうしたらよいですか?

特別徴収義務者が、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は徴収した軽油引取税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認められる場合は、特別徴収義務者の申請により、その徴収不能額等が還付(又は納入義務免除)されます。

申請ができる場合と申請手続は、下表のとおりです。

**▶▶▶**根拠規定 法第144条の30

申請で

きる

場

合

- 1 特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び 元売業者の他の元売業者からの引取りを除く)を行った者に以下の事情があり、軽油 の代金及び軽油引取税の全部又は一部を徴収することが不可能となった場合
- (1) 破産、強制執行若しくは整理の手続に入った場合又は解散若しくは事業閉鎖を行うに至った場合(あるいはこれらに準ずる状態に陥った場合)
- (2) 死亡、失踪、行方不明の場合又は刑の執行を受けた場合(その他これらに準ずる事情がある場合)
- (3) 天災(震災、風水害、落雷等)その他避けることのできない被害(火災、爆発物等による破壊、盗難等)に遭った場合
- 2 特別徴収義務者が天災(震災、風水害、落雷等)その他避けることのできない被害 (火災、爆発物等による破壊、盗難等)に遭い、そのことにより軽油引取税を亡失した 場合

申請手

続

提出書類

- (1) 軽油引取税の還付・納入義務の免除申請書
- (2) 申請理由(還付又は納入義務の免除を受けようとする理由)の事実があったことを証する書類

E

申請先

申請に係る軽油の納入申告書を提出した県税事務所長等

Ī

徴収不能額等が生じた日から5年間

申請期間

※「徴収不能額等が生じた日」とは、軽油の代金及び軽油引取税が貸倒れとなった場合においては、最終的に配当処理が終了して売掛金のうちの未収額が確定した日を指します。

徴収不能額等が生じた日については、裁判所による法律上の手続き等 により、確定するのに長期間を要することがあります。

- ☆ 申請の際に必要な添付書類については、別表「軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入 義務免除の申請に要する主な書類」(P59)をご覧ください。
- ☆ 流通経路によっては還付されない場合がありますので、まずは申請先である県税事務所まで

# 軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除の申請に要する主な書類

	破	艮	$\triangle$	強	整		死	失	行	刑	天災
	14尺	民事	会社	制	逧	解	グレ	大	力	刑 の	火
必要書類		再	更	執		散			不	執	そ
	産	生	生	行	理	等	亡	踪	明	行	0
	/土			1.1	~=		_	11/1/	-01	1 1	他
1 取引の経過を記載した書類	$\circ$	0	0	0	0	$\circ$	$\circ$	0	0	0	0
2 貸倒引当金の取崩明細など	0	0	Ö	0	0	Ō	0	Ö	0	Ō	Ō
3 売掛金の明細	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 債権放棄通知書	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 配当通知書(清算終了報告書)	0	0	0	0	0	0	_	_	_	_	-
6 債務者の資産証明書	0	0	0	0	0	0	$\bigcirc$	0	0	0	0
7 破産宣告通知書	0		_	_		_	_	_	_	_	_
8 破産債権届書	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
9 破産廃止決定書(証明書)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
10 免責の決定書	0	_		_	_	_	_	_	_	_	_
11 民事再生申し立て及び決定通知	_					_	_		_		_
11 民事再生中し立て及び伏足通知 12 民事再生債権届書				_		_	_	_	_	_	_
13 民事再生手続開始通知書		$\circ$									_
14 民事再生計画案·確定証明書		$\circ$								$\vdash$	
	_	0									_
15 民事再生計画認可の官報の写				_		_					
16 会社更生手続開始申立の通知	_		0		_	_	_	_	_	_	_
17 更生債権届書	_	_	0			_			_	_	
18 民事再生手続開始決定の通知書	_	-	0	_	_	_	-	-	_	_	_
19 更生計画認可決定の通知書	_	_	0	_	-		_	_		-	_
20 認可決定の確定証明書	_	_	$\circ$	-	-	_	-	_	_		_
21 強制執行調書の謄本	_	_	-	$\circ$	_	_	-	-	_	_	_
22 整理開始命令書の謄本		_	_	_	0	_	-	-	_	_	-
23 解散登記の謄本	_	_	_	_	_	0	-	-	_	-	-
24 市町村長の証明書	_	_	-	-	-	-	$\circ$	-	0	-	-
25 失踪宣告証明書	_	_	-	-	-	-	-	0	-	-	-
26 判決文書	_	_	_	_	_	_	_	_	_	$\circ$	_
27 不渡手形	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	-
28 不渡状況一覧表	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	_
29 決算書(貸借対照表、損益計算書)	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	_
30 財産目録	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	_
31 債務者の支払不能理由書	$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\circ$	_	-	_	_	$\bigcirc$
32 債務者の支払不能確認書	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$	$\circ$	$\circ$	_	_	_	_	$\circ$
33 退職金有無の証明書	_	-	-	-	-	_	$\circ$	-	0	0	_
34 戸籍謄本	_	-	-	-	-	-	-	$\circ$	$\circ$	-	-
35 家族の状況書	_	_	_	_	_	_	_	$\circ$	$\circ$	_	-
36 債務者の商業登記履歴事項全部証明書	_	$\circ$	$\circ$	_	_	$\circ$	_	_	_	_	-
37 経営者の自認書	_	_	-	-	-	_	_	_	_	_	_
38 書留郵便差戻	_	_	_	_	_	_	0	0	0	-	-
39 家出人手配証明書	_	_	_	_	_	_	_	_	O	_	_
40 罹災・盗難届等を提出したことを証する書類	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0
41 現地確認調査書	_	_	_	_	_	_	_	_	0	_	0
42 受取保険金額を証する書類	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	0
43 その後の営業及び生活状況の本人申立書	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	0
44 銀行等の取引状況証明書	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0
11											$\cup$

(問6) SSを新設または閉鎖した場合、どのような手続きが必要になりますか?

# SSを新設する場合

「事業の開廃等の届出書」に必要事項を記載し、新設しようとする日の5日前までに提出してください。

また、新設するSSが県内に所在する場合は、「事業の開廃等の届出書」(<u>P42</u>)のほかに、特別徴収義務者として、「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録消除)申請書」(<u>P43~</u>44)に必要事項を記載し、新設の日の5日前までに提出してください。

後日、当該SSに対して、軽油引取税を徴収すべき義務を有することを証する「軽油引取税特別徴収義務者証」を交付しますので、店頭等の見やすい箇所に掲示してください。

# SSを閉鎖する場合

「事業の開廃等の届出書」に必要事項を記載し、閉鎖しようとする日の5日前までに提出してください。

閉鎖するSSが県内に所在する場合は、「事業の開廃等の届出書」(<u>P45</u>)のほかに、特別徴収義務者として、「軽油引取税特別徴収義務者登録(登録変更・登録消除)申請書」(<u>P46~47</u>)に必要事項を記載し、閉鎖の日の5日前までに提出してください。

また、閉鎖した日から10日以内に「軽油引取税特別徴収義務者証」を返納してください。

※ 閉鎖したSSに残った軽油については、申告が必要になります。また、在庫差量の申告・報告も必要です。(P54を参照してください。)

(問7) 申告書を郵送した場合、申告日の取扱いはどうなりますか?

申告書の提出日は、原則として県税事務所へ申告書が到達した日となります(到達主義)。

ただし、申告書が郵便又は信書便により提出された場合は、通信日付印により表示された日が 提出日とみなされます。(発信主義)。 ►►► 根拠規定 法第20条の5の3

なお、申告書は「信書」に当たることから、県税事務所へ送付する場合には、「郵便物」又は「信書便物」として送付する必要があります。(郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。)

※事案によって、上記書類の他にもご提出いただく場合がございます。

(問8) 期限後に申告納入等を行った場合は、どのような取扱いとなるのですか?

申告納入(納付)すべき軽油引取税について、申告をしなかったり、法定の期限後に申告納入(納付)を行ったり、又は過少に申告をしていた場合は、別途加算金及び延滞金が課されます。

# 加算金

過少申告 加算金	期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、更正を受けたとき (法第144条の47第1項)	<b>不足税額×10%</b> (不足税額のうち、期限までに申告 した税額又は50万円のいずれか 多い金額を超える部分に対して は 、 <b>×15%を加算</b> )
不申告加算金	期限内に申告しなかった場合 (法第144条の47第2項~第6項、 第8項) ※ただし、課税庁の調査による決定が あることを予知して申告したものではな い場合は <b>税額×5%</b>	税額×15% (納入又は納付すべき税額が50万円以下の部分に対しては、×15%を加算) 税額×20% 納入又は納付すべき税額が50万円超~300万円以下である場合は、50万円を超え300万円以下の部分に対しては、×20%を加算 税額×30% 納入又は納付すべき税額が300万円を超える場合は、300万円を超える場合は、300万円を超える場合は、300万円を超える部分に対しては、×30%を加算
重加算金	二重帳簿を作るなど不正な方法で 故意に税を免れようとした場合 (法第144条の48)	期限内に申告をしている場合 <b>不足税額×35%</b> 申告をしなかった場合又は期限後 に申告をした場合 <b>税額×40%</b>

- (注1) 税額の全額が2,000円未満の場合は、加算金は課されません(法第20条の4の2第2項)。 また、計算された加算金の全額が1,000円未満の場合は、全部切り捨てとなり、加算金は課されません(法第20条の4の2第5項)。
- (注2) 法定納期限から1月以内に申告書が提出され、かつ、税額が法定納期限内に納入又は納付されている等、法第144条の47第8項及び施行令第43条の18に該当する場合は、不申告加算金が課されません。

- (注3) 期限後申告等により不申告加算金又は重加算金を課される者が、その期限後申告等があった 日の前日から起算して5年前の日までの間に、不申告加算金又は重加算金を課されたことがあ るときは、その加算金の割合にさらに10%を加算します。(法第144条の47第5項第1号)
- (注4) 当該年度に期限後申告等により不申告加算金等を課される者が、特別徴収義務又は納税 義務が成立した日の属する年の前年度及び前々年度に不申告加算金又は重加算金を徴収又 は決定されていた場合には、当該年度に係るその加算金の割合をさらに10%を加算します。 (法第144条の47第5項第2号)

### 【過少申告加算金の計算事例】

例1 期限内に申告した税額が40万円、更正があった不足税額が30万円の場合 30万円×10%=30,000円

※ 「期限内に申告した税額」40万円と「50万円」を比較すると、「いずれか多い金額」は「50万円」です。 不足税額30万円は「50万円」以下なので、「超える部分に相当する金額」はありません。 よって、加算対象となる加算金額はなく、「不足税額×10%」が過少申告加算金額となります。

# 例2 期限内に申告した税額が40万円、更正があった不足税額が70万円の場合

- ①50万円×10%+②(70万円-50万円)×15%=80,000円
- ※ 「期限内に申告した税額」40万円と「50万円」を比較すると、「いずれか多い金額」は「50万円」となります。 不足税額70万円と50万円を比べると、(70万円-50万円)=20万円となり、「超える部分に相当する 金額」は20万円です。

よって、対象不足税額の①50万円×10%に、②「超える部分に相当する金額」の20万円×15%を加算した金額が過少申告加算金額となります。

#### 【不申告加算金の計算事例】

例1 期限後申告額又は決定額が40万円の場合

40万円×15%=60,000円

※ 期限後申告額又は決定額は50万円以下なので、「税額×15%」が不申告加算金額となります。

#### 例2 期限後申告額又は決定額が200万円の場合

- ①50万円×15%+②(200万円-50万円)×20%=375,000円
- ※ 期限後申告額又は決定額200万円は、50万円を超えるため、①50万円に15%を乗じて算出した額に、 ②「50万円を超える部分に相当する金額」である150万円に20%を乗じて算出した額を加算した金額が 不申告加算金額となります。

### 例3 期限後申告額又は決定額が350万円の場合

① $50万円 \times 15\% + ②(300万円 - 50万円) \times 20\% + ③(350万円 - 300万円) \times 30\% = 725,000円$ 

※期限後申告額又は決定額350万円は、50万円を超えるため、①350万円のうち50万円に15%を乗じて算出した額、②「50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額」である250万円に20%を乗じて算出した額、③「300万円を超える部分に相当する金額」である50万円に30%を乗じて算出した額を加算した金額が不申告加算金額となります。

# 延滞金

県税を納期限までに納めないときに徴収されるもので、納期限の翌日から納付の日までの期間 に応じて計算します。

延滞金の率については、千葉県ホームページ「県税のあらまし」の「延滞金・加算金」のページにて御確認ください。

# (間9) 特別徴収義務者交付金とはどのようなものですか?

特別徴収すべき税額を申告期限までに申告し、納期限までに納入したものについて、その税額の一定割合を「特別徴収交付金」として特別徴収義務者に対し交付いたします。

徴収猶予を受けた場合は、徴収猶予を受けた金額のうちその猶予期間内に納入したものについても、交付対象となります。

法定納期限後に申告納入した際の当該月分や過少申告により増額更正を受けた場合の増額 分は、特別徴収交付金の**交付対象外**となりますので、ご注意ください。

交付時期は10月下旬で、交付対象期間(算定期間)は、交付年の前年の4月末日までに申告納入すべき3月分から当該年の3月末までに申告納入すべき2月分までの納入分です。

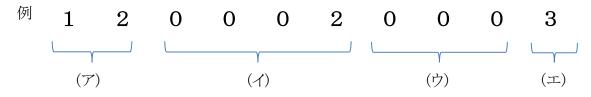
交付金額の算定の基礎とした納入金額について、減額更正又は取消等による変更があった場合において、交付金に過払いを生じたときは、その過払い相当額を戻入していただきます。

※特別徴収交付金は毎年度、各都道府県が交付の決定をしております。

# (問10) 事業者コード・事業所コードとはどのようなものですか?

○事業者コード・事業所コードとは

申告書・報告書に記載する、仕入先や販売先の名称等を10ケタで表した番号です。 法人・個人事業者を表すものが事業者コード、各事業所を表すものが事業所コードです。



- (ア) 都 道 府 県 コード・・・詳細は、P18をご覧ください。なお、千葉県は「12」です。 ※
- (イ) 事業者番号・・・事業者単位に付与される番号です。
- (ウ) 本店及び事務所・事業所番号・・・本店を含めた事務所・事業所単位に付与される番号です。 「000」は事業者コードに使用されます。
- (エ) チェックデジット・・・(ア)から(ウ)の入力誤りを検出するために計算した数値です。
- ※ 大口需要家の場合、(ア)は都道府県コードに「50」を加えた数字です。千葉県は「62」です。

#### 注意

- ①事務所・事業所が移転した場合は事業所コードが変わります。本店が移転した場合、事業者コードは変わりませんが、本店の事業所コードが変更となる場合があります。
- ②継続して取引のある業者のコードが不明な場合は県税事務所にお問い合わせください。

(問11) 不正軽油を取り扱った場合等の罰則には、どのようなものがあるのですか?

# 供給者罰則(法第144条の33第2項、第6項)

●不正軽油の原材料として用いられる灯油やA 重油を提供した場合	罰則
②不正軽油の製造に用いられる硫酸等の薬品を提供した場合 ③不正軽油の製造に用いられる土地や施設、機械等を提供した場合	<ul><li>懲 役 7年以下</li><li>罰 金 700万円以下</li><li>法人重科 2億円以下</li></ul>

# 不正軽油等譲受罪(法第144条の33第3項、第6項)

	罰則	
不正軽油を運搬・保管、購入・媒介・あっ旋したら	<ul><li>懲 役 3年以下</li><li>罰 金 300万円以下</li><li>法人重科 1億円以下</li></ul>	

# 脱税・製造・検査拒否に関する罰則(法第144条の12、同33第1項、第6項、同39、同41)

	罰則	
軽油引取税を脱税したら	懲 役 10年以下 罰 金 1,000万円以下 (脱税額が1,000万円を超える 場合は脱税額相当)	
知事の承認を得ないで軽油を製造したら	<ul><li>懲 役 10年以下</li><li>罰 金 1,000万円以下</li><li>法人重科 3億円以下</li></ul>	
帳簿書類等の調査や石油製品の見本品採取、質 問調査などを拒否したら	<ul><li>懲 役 1 年以下</li><li>罰 金 50 万円以下</li></ul>	

☆ 特別徴収義務者が、上記の行為を行った場合は、罰則の対象となるほか元売業者、 特約業者の指定取消の対象にもなります(施行令第43条の8、施行令第43条の12)。

# 県税事務所からのお願い

① 県税事務所では、定期的に特別徴収義務者の皆様のところにお伺いし、申告書及び報告書の記載方法の説明や、各帳簿書類等の確認調査を実施しております。

また、混和軽油等を発見するため、軽油の抜き取り検査と購入先の確認を随時行っていますので、ご協力をお願いいたします。

② バイオディーゼル燃料(パーム油、菜種油、廃食油などの生物由来の油脂を化学処理 し作られるディーゼルエンジン用燃料)の製造・販売等を行うことになりましたら、軽油引 取税の課税対象となったり、所定の手続が必要となる場合がありますので、必ず事前に 県税事務所にご相談ください。

# 軽油引取税の業務を行う県税事務所のご案内

申告、申請等をされる特別徴収義務 者の主たる事務所又は事業所所在地	事務所名•所在地•電話番号	地図
千葉市、市川市、船橋市、習志 野市、八千代市、浦安市	千葉西県税事務所 軽油引取税課 〒261-8508 千葉市美浜区真砂4-1-4 043-279-7111(代表)	新檢見川駅 京成線 至千葉 京成線 下葉街道(R14) 東関東自動車道(E51) 平葉西醫聚署 美国家 美国家 東京
松戸市、野田市、柏市、流山市、 我孫子市、鎌ケ谷市 (その他、県内に事務所・事業所 を有しない特別徴収義務者に関 する事務を所管します。)	松戸県税事務所 軽油引取税課 〒271-8564 松戸市小根本7 047-361-4036(直通)	至取手 松戸市役所 松戸市役所 松戸市役所 松戸市役所 松戸市役所 松戸市役所 松戸県税事務所 交番 コンピニエンスストア 岩瀬 郵便局 コンピニエンスストア 場所 乗 乗 日 東 日 東 日 東 日 東 日 東 日 東 日 東 日 東 日 東
成田市、佐倉市、東金市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市、大網白里市、印旛郡、山武郡	佐倉県税事務所 軽油引取税課 〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町8-1 043-483-1116(直通)	至津田忍
銚子市、旭市、香取市、匝瑳市、 香取郡	香取県税事務所 軽油引取税課 〒287-8503 香取市佐原イ92-11 0478-54-1314(代表)	(会) 日本
茂原市、勝浦市、市原市、いす み市、長生郡、夷隅郡	茂原県税事務所 軽油引取税課 〒297-0026 茂原市茂原1102-1 0475-22-1721(代表)	茂原公園 豊田川 茂原駅側 発使局 茂原駅 至軸川 茂原駅 至軸川 茂原駅 至軸川 南口 五原駅 至軸川 南口 五原駅 至軸川 南口 五原駅 全軸川 南口 五次ビニエンスストア 茂原小学校 市民会館 (長生台刷庁舎) 清防器 千葉銀行
館山市、木更津市、鴨川市、君 津市、富津市、袖ケ浦市、南房 総市、安房郡	木更津県税事務所 軽油引取税課 〒292-8525 木更津市貝渕3-13-34 0438-22-7221(直通)	